

議事日程（第2日）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

出席議員（10名）

1番	杉本真由美	2番	安藤哲雄
3番	安藤巖	4番	鈴木浩之
5番	安藤浩孝	6番	伊藤経雄
7番	立川良一	8番	戸部哲哉
9番	井野勝巳	10番	日比玲子

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	野崎眞司
教育長	西原朗	総務課長	林賢二
都市環境農政課 技術調整監	窪田吉泰	福祉健康課長	加藤章司
税務課長	渡辺雅尚	上下水道課長	川瀬豊
住民保険課長	山田潤	収納課長	臼井誠
教育課長	有里弘幸	都市環境農政課長	奥村英人
会計室長	松井敦	庁舎建設・ 防災担当課長	後藤博

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	安藤ひとみ	議会書記	恩田直紀
議会書記	平川悟		

○議長（立川良一君） おはようございます。

第4回北方町の定例議会も、一般質問の日を迎えました。きょうは、北方町婦人会の方々を初め、大変多くの方々に傍聴に来ていただいております。

ただいまから本会議を開催いたしたいと思います。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。ただいまから平成26年第4回北方町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（立川良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、2番 安藤哲雄君及び3番 安藤巖君を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（立川良一君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

最初に、井野勝巳君。

○9番（井野勝巳君） それでは、おはようございます。

議長のお許しをいただきました。一般質問をさせていただきたいと思っております。

以前にも、国民健康保険税の取り扱いについて質問をいたしました。そのときは、応益割や子ども医療費の財源などについて、また不納欠損分を一般会計から繰り入れることはできないか等をお尋ねいたしました。今回は、年々膨らみ続けます国保会計について、他市の例を参考に、国民健康保険事業の医療費適正化についてお尋ねをいたします。

3月定例議会の総括質疑でもお聞きをしましたジェネリックの促進や重複診療等について、いま一度、一問一答方式でお尋ねをいたします。

新年度の国民健康保険の特別会計が22億1,713万円、対前年度27万5,000円の増額予算となりました。今年度は税率の見直しは行わなかったものの、国保の上限が引き上げられた分、保険税は高くなるのではないかと思います。国民健康保険特別会計の22億1,713万円という予算は北方町の税収以上であり、町税21億8,500万円を320万円ほど上回っております。考えてみれば、大きな予算であります。

町税とはほぼ同額が国保運営の必要額になってきてしまいました。当然、事務費や介護納付金、後期高齢者支援納付金も含めての必要経費であります。そのうちの70%以上が保険給付費に充てられております。膨らみ続ける給付費を少しでも抑えなければ、保険税は上がる一方でありま

す。高度な技術による手術の場合、医療給付費も膨らむことは確かではありますが、処方箋もその要因の一つであります。

過日、呉市の国保に関する取り組みについての資料を一部いただけてきました。その資料によると、呉市の人口は23万9,400人ですが、国保の加入者は5万3,943人、人口の約23%が加入をしておられる。高齢化率は31%、また国保加入者の高齢化率は47%が実態であります。平成19年度の1人当たりの医療費は59万5,000円と最も高く推移をしておりましたが、24年度には1人当たりの医療費を41万3,000円まで抑えることができたとのことであります。

また、第4次長期総合計画として、2011年から2020年を目標に定めて、健康長寿の延伸と国民健康保険の健全運営として、生活習慣予防を柱とした保健事業の推進をテーマに、レセプトデータベースを軸に重複・頻回受診者の健康指導として、重複診療者リストによる訪問指導を行い、内科クリニック、内科医院などと複数の病院に診療していないかを調べる。例えば高血圧症で複数かかれば各医院から処方箋が出され、薬にしても1病院のものしか服用ができないため、ほかの医院の薬は余ってしまうこととなります。当然、飲まない薬代や診療報酬を国保会計から支払うこととなります。

呉市の平成23年度重複受診者のリストアップ対象者は51人、指導実施が10人、そのうち削減達成者が8人で、受診削減額は、積算であります166万8,950円、1人当たり最大61万円の削減ができたということになります。北方町と人口規模は異なりますが、削減者8人で160万8,950円の削減は大きな額であります。1人当たり61万円削減できたことは、こういった取り組みをしたことの成果だと言わざるを得ません。

この重複診療は、レセプトに記された病名や医院の回数、処方した薬の種類や量など、データにより調べることができるとのことです。北方町もレセプト点検を委託しておりますが、調査をしているのか、お聞かせをいただきたい。調査をしていなければ取り組んでいただきたいのでありますが、課長さん、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（立川良一君） 山田住民保険課長。

○住民保険課長（山田潤君） それでは、議員お尋ねの重複受診者のレセプト点検による調査の取り組みについてお答えいたします。

国民健康保険に限らず、高齢者の進展や医療の高度化等により医療費は増加を続け、特に国民健康保険は財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱え、取り巻く環境は非常に厳しいものとなっております。医療費適正化への取り組みについて、その必要性を十分認識しております。

現在、北方町においても重複受診者のリストを毎月作成し、レセプト点検においての資料として活用しております。これは、医療機関からの請求内容に対し、誤りがないかどうかの視点により行っているものであります。

議員お尋ねの調査については、この重複受診者リストを用いた分析や保健指導であると思えます。この調査に基づく事業の実施につきましては、専門知識を有する職員の配置が新たに必要になるため、近隣市町村の取り組み状況、その効果等を勘案しながら、慎重に検討してまいりたい

と思います。御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（立川良一君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） ありがとうございます。

レセプトを出しておるときに、一応重複の調査はしておるわけね。それは何人ぐらい今までに出ましたか、ゼロですか。

○議長（立川良一君） 住民保険課長。

○住民保険課長（山田 潤君） 直近ですが、26年4月診療分のリストとしましては、重複の対象者は34人でした。

○議長（立川良一君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） 34人重複の人が見えた。これは呉のほうですけど、呉のデータは少ないんですね、人数が。人数が少なくて、かなりの金額が上がっているんですね。これをもう少し詰めてもらおうと、かなりの額の影響まではあなた方は調べていないかもしれんけど、どのぐらい影響額が出るのか、そのあたりを調べてもらいたいと思うし、それから当然、職員の配置は要ります。

レセプトの点検をするのに対しては、国からの補助も出ているはずですね。今、厚生労働省は、こういったことを呉市の例にとって、膨らみ続ける給付費を抑える勘考は何がいいかといったところを勉強して、厚生労働省もある程度国のほうとしても動き、たけてきておりますね。これからも、指導的なものを今打ち出してきておくことも御存じかと思うんですけども、都道府県の役割という形の中で、都道府県にこういった形の中で進めていって、これからの何十兆円という額に上ってくるであろう福祉給付費に対しても抑える形をこれからとってくるという形になりますので、職員は確かに1名、専門職に近い人が要るかと思いますし、また後ほど聞きますけれども、やはり家庭指導においてもおりますので、倍になるかと思いますが、これはまた町長さんに判断してもらえばいいかと思いますが、お願いをいたしたいと思います。

それでは次に、先ほどもちょっと触れましたけれども、重複薬とジェネリックの促進について、ジェネリック薬品は後発薬品ですけども、それについてお尋ねをいたします。

これも呉市からの引用でありますけれども、重複薬による指導効果としてリストアップしたのが184人、このうち指導実施9人、そして削減達成者39人のうち24人が削減をしてもらったと。その調剤薬品の削減額は236万2,370円、最大削減額が39万5,940円、39万6,000円ほどが削減されたとあります。これは、ジェネリックの使用促進通知の効果もあります。後発薬品の使用促進通知により、24年度の実績として1億3,470万円が削減され、郵便料は、3,000通出しましたので、月に120万円の経費が必要で、差し引き1億3,350万円の費用対効果を生み出しております。

25年3月に累積の薬剤費が5億631万円削減できたとのことであります。後発薬品という聞こえがよくありませんが、成分は先発薬品と変わらないと聞いております。

町では保険証にシールを張ってもらう、配布しているようではありますが、年配者の方には、保険証の表に印刷したり、口頭で言わなくても、各医院や薬局でわかるようにしてはどうかと思う

んです。このように、他市においては、成果が、5年間でありますけれども5億630万円、年間1億の削減ができてきております。

政府においても、経済財政運営と改革の基本方針において、これは骨太の方針であります、主なものとして、医療費の支出目標の設定や後発薬品の使用などによる医療費扶助の適正化を上げております。6月に閣議決定して、来年に関連法案を改正し、実施をしていきたいようであり、ジェネリックの使用・促進について、各医院や薬局に対して、こういった形についても、これからこういった法が出てきたときには推進をしていっていただきたい、町としては取り組んでいっていただきたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、この削減額5億なんていう大きな額が5年間でされたことについて、これは全国的に注目を浴びておりますので、ジェネリックの推進ですけれども、この間、前の課長に聞いたときは、ジェネリックという言葉が使えないと、後発薬品という名前しか使えないということでもありますけど、これは医師会の許可をもらえばジェネリックでいけるそうでもありますので、そのほうが聞こえがいいかと思っておりますので、こういったこともして行って、薬剤費をちょっとでも抑えていってもらいたいと思っておりますが、課長の考えをちょっとお聞かせください。

○議長（立川良一君） 山田住民保険課長。

○住民保険課長（山田 潤君） それでは、ジェネリックの使用促進についてお答えいたします。

ジェネリック、後発医薬品ですけれども、これは一般的に先発医薬品に比べて薬価が安くなっており、後発医薬品の普及は患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものと考えられ、国において使用促進のための施策に積極的に取り組まれています。

具体的には、処方箋の様式を変更し、医師が後発医薬品に変更することに差し支えがあると判断した場合に、所定のチェック欄に署名または記名・押印することとされたほか、医療機関における後発医薬品使用割合が一定以上になる場合や、有効成分が同一であれば、どの後発医薬品も調剤可能となる一般処方について、診療報酬算定上評価されることになりました。また、薬局においては、後発医薬品の調剤数量割合が一定以上になる場合や、薬剤情報提供文書を活用した後発医薬品の有無、価格等の情報提供について、診療報酬算定上評価されることになってまいりました。つまり、現在では医療機関、薬局ともに後発医薬品を処方、調剤した場合においては、割合に応じて報酬上加算されることとなっております。

こうした取り組みに加え、北方町においても、後発医薬品希望シールの配布等、利用啓発を行い、効果があらわれてきております。記録をとり始めた平成24年10月では、処方医薬品に対する後発医薬品の比率、旧指標といたしますが20.8%、後発医薬品への代替可能な医薬品に対しての比率、これは新指標といたしますが44.3%でありました。直近の26年4月では、旧指標で28.4%、新指標で51.6%と順調にふえております。後発医薬品に切りかえた効果を金額であらわしますと、概算でございますが、直近の1年間で約1,200万円以上の削減があったものと推定することができます。このように、現在、医療費削減に対して最も効果を発揮しているものが、後発医薬品の利用促進であります。

議員も御承知のとおり、昨年度からは後発医薬品に切りかえた場合の差額をお知らせし、後発医薬品への切りかえを促す取り組みも始めております。今後もこれらの取り組みを積極的に進め、直接調剤する薬剤師会に対しても、利用率向上に取り組みますよう働きかけていきたいと考えております。

○議長（立川良一君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） ありがとうございます。

やっぱりこの後発薬品の取り組みをやっていって、1年間で1,200万削減できたということですね。10年かかると1億2,000万、これをもっと進めれば重なっていきますので、北方町が他町に先駆けてこういった取り組みをしていただいて、少しでも保険料が安くなるように取り組みを図っていただきたいと思います。

これによく似た問題でもありますけれども、次に頻回受診者リストについてお尋ねしたいと思います。

同じ病名のアレルギー性鼻炎とか、関節の周囲炎、痛いよとか、副傷病として外耳炎や神経障害などで1カ月間に20日から24日間の受診をするというものであります。これも重複診療と同じ診療費や薬代が重なってまいります。

リストアップ対象者が、482人中指導したのは155人、そのうち削減達成者が91人で、診療費の削減、累積では2,294万円が削減されております。それと、受診日の削減数は延べ月47日間から11日間に減ったと。当然減ることによって削減額が大きくなりますが、診療費の削減額は218万1,900円の効果があったと言われております。

こういった通院や投薬の多い患者をレセプト点検で割り出して医療費の節減につなげかえてありますが、これは行っていただいておりますので、引き続きやっていただきたいと思います。

当然、これについて、自席で結構ですけれども、頻回者についてもリストアップはされておるかどうか。

○議長（立川良一君） 山田住民保険課長。

○住民保険課長（山田潤君） 頻回者リストは、私どもは多受診者リストと申しております、直近の26年4月診療分におきましては、36人です。

○9番（井野勝巳君） 先ほどの、一番最初のところも34人おりましたけれども、こういった形でやっていただくと、また成果があらわれてくるんじゃないかと思っておりますので、ひとつ進めてみてください。

それでは、次に特定健診について、ちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

北方町は、40歳以上を対象に、内臓脂肪症候群、メタボですけれども、特定健診を実施し、生活習慣病に問題がないかチェックをして、問題があれば特定保健指導を実施しております。

呉市が、生活習慣病と言われる糖尿病、高血圧、脂質異常症など、継続的な受診があったにもかかわらず、3カ月以上放置している被保険者に対して受診奨励を実施し、訪問活動をした結果、

受診をした人が30%増加したと。訪問時と比べて61%の受診者が確認できたということでありま
す。その結果、生活習慣病で20年度の1人当たり400万円の必要額が、24年度には150万円に減っ
たということでもあります。人工透析も、20年度の新規25人、継続は129人、合計154人でありま
すが、24年度の新規が16人、継続が108人に減り、計124人ということで、合計30人は減ったとい
うデータが出ております。

さきの社会保障と税の一体改革は、少子・高齢化に伴い、予算額が脹らみ続ける年金や医療、
介護、社会保障制度の安定化と社会保障の充実に充てることを目的に消費税が見直されました。
また、消費税率は来年10月にも10%に引き上げられる予定であります。年金や介護を含む社会
保障費は、2020年度でありますけれども13兆4,000億円、大きな額ですけれども、医療費分の12
年度の35兆1,000億円が46兆9,000億円に膨らむと政府は試算をしております。また、25年には、
年金、医療、介護等の給付費は150兆円に膨らむとも予想されております。高齢化時代を迎えて、
医療給付費や医療介護給付費は際限なく上がり続けることでありましょう。

国保会計においても年々大型予算を、この調子で見ますと見込まなければなりません。どこか
で給付費を抑える対策をとらないと、保険加入者の保険税は高くなってくる一方であります。

いずれにしても、保険給付費を抑える手だてを考えなければなりません。ちょっとしたことで
病気の重篤化を防ぐことができると思いますし、行政から指導を重ね、保険給付費をできる限り
削減できるよう取り組んでいただきたいと、保険税の抑制に努めていただきたいと思うわけであ
ります。

お尋ねでありますけれども、特定健診を受けられた方へとして健診の結果が郵送されて、前回
の結果と比べてどうなのか、生活習慣病との関係はなどと本人が確認するようになっております。
私もいたしました。結果について、文書通知だけにとどまらず、多重疾患の人に対して、重篤化
しないよう家庭訪問による指導をしていただきたいと思います。

インシュリン治療や人工透析を受けると、医療費も非常にかさんでまいります。費用対効果を
考えていただきたいと思いますが、先ほどのこういった調査をすると職員が必要であるというよ
うなこともありますけれども、このこともお願いをしたかったところでもありますので、一度お答
えしてみてください。

○議長（立川良一君） 山田住民保険課長。

○住民保険課長（山田潤君） それでは、特定健診受診者の追跡による重篤化予防についてお答
えいたします。

特定健診については、昨年度、対象者3,308人に対し、人間ドック受診者と合わせ1,155人の受
診があり、受診率は34.9%でありました。全受診者に対して、結果を説明する機会を設けており
ます。そのうち特定保健指導対象者、いわゆるメタボの方に対しては、相談に時間を要するため、
これとは別に個別で電話、あるいははがきにより面談日を設けて、目標を設定し、途中経過を確
認したり、評価面談、あるいは電話を差し上げています。

また、医療機関での受診が必要と判断された方に対しては、事後指導の際に医療機関での受診

を指導しております。医療機関での受診が必要と判断され、事後指導に来られない方に対しては、電話により事後指導へ来所を促しており、それでも訪れない方は直接訪問して医療機関への受診を指導しております。

○議長（立川良一君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） 町でも、特定診療を受けられた方へということで、また追跡調査という形で来ておりました、またこの中にはがきも入っております、この間も認知症でしたかね、それのところでも来ております。

それで、僕がお願いしたいことは、私も1年以上前ですけども、町のほうか県のほうで取り組んでいただいて、当時私もこんなだったんで家庭指導をしていただきました。そのときは、自分が糖尿病という意識もありませんでしたし、まあ大丈夫というつもりで日常生活、桜花らんまん過ごしておりました。ところが、昨年4月に白内障の検査をしていただくときに血液検査をしたら、医師からすぐに呼び出しがありまして、あんた目ん玉じゃないわ、糖尿病だわという形で、インシュリンをすぐに打て、すぐ入院せよということを聞いたときにはびっくりしまして、これはいかんということで後悔をしたんですが、後悔先に立たずで、注射だけは逃れなあかんと思ひまして、それで先生に3カ月猶予をくださいと。今まで暴飲暴食をしてきました。慎んでいきますので、3カ月間自分で食事療法をして、病院の指導のもとに食事を進めて、それで結果が悪かったら先生の言うとおりに注射を打ちますわということで帰ってきて、3カ月間、飲まず食わずの生活をしまして、ごらんのとおりにこのようになりましたけれども、その結果、おかげさんでインシュリンだけは打たなくてもよくなったということで、自分たちがどれほど訪問してくれる人の話に耳を傾けて聞くかですね。僕みたいに聞く耳を持たんと、ひどい目に遭ってから気がつくということになりますので、これはぜひとも、町長さんにももう1人対応してもらおうようにあんたからよう頼んで取り組んでいってもらって、いずれにしても保険に入っている人たちが、年々ふえ続ける国保税というのは伸ばすことなしに、せめて現状維持をしていっていただかんと、生活が大変ですので、消費税も上がってきますし、ひとつ真剣に取り組んでいただきたいと。これは自覚するのも大変ですけども、町のほうもそれだけの指導をしていただく努力を惜しまないでいただきたい、このように思います。ありがとうございます。

最後に、町長にお伺いをいたしたいと思いますが、早いもので平成の大合併から10年が経過をいたしました。県内99市町村の半数以上が合併をし、42市町村となりました。合併した市町では、記念行事が行われるようであります。

顧みますと、当時は合併か否かで町政は大混乱をし、町を二分する様相でありましたが、その後の選挙で町長に当選されてから、2期8年が経過をしようとしております。

顧みますと、町長に就任されてから住民参加の草の根民主主義を掲げ、公募による政策審議会や住民との対話集会、また予算説明会を行うなど、町民一体となったまちづくりに行政手腕を発揮されてきました。また、名鉄電車の廃線に伴うバスターミナルを建設、住民の通勤・通学の利便性を図るとともに、旧郡内の重要拠点したほか、アユカカードによる福祉助成、子ども手当に

ついても力を注がれてまいりました。

一方、第6次総合計画においては、町道3号線のバリアフリー化等景観事業を進め、各地区公園整備事業や高屋西部土地区画整備事業などに着手したほか、北方みなみ子ども館を建設し、放課後児童の健全な遊び場としたほか、子供たちの教育にも力を注ぐための加配教員を置き、急激な暑さ対策としては、この夏から小・中学校にエアコンの設置を進めていただくなど、教育の町にふさわしい取り組みに対し、敬意を表する次第であります。

また、去年は、第6次総合計画にはなかった新庁舎の建設を決断され、防災公園とあわせた準備工事を進める一方、町道3号線のバリアフリー化工事や高屋西部の土地区画、河川平和公園など、幾多の工事がまだ積み残されております。1月には町長の任期満了を控えておりますが、少し早いかもしれませんが、次期町長選に向けた出馬の決意や、また3期目に臨む抱負などにつきまして、差しさわりがなければお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（立川良一君） 室戸町長。

○町長（室戸英夫君） 井野議員には、大変御心配をいただいて恐縮に存じます。

おかげさまで、今日まで大過なく職務を続けることができましたのも、議場の皆さんを初め、町民各位の御協力のたまものでございまして、この機会をおかりして厚く御礼を申し上げたいと思っております。

実は、ここ数カ月間というものは、次の選挙をどうするかということで私なりに悩んできたわけでございます。年齢的には、御案内のとおり70歳を過ぎましたことが唯一の3選出馬を戸惑う気がかりな点でございました。

その後、後援会や御支持をいただいております団体の北方町の将来を考える会というのがございますけれども、そういう重立った皆さんにも率直に御相談をさせていただいたところ、皆さんはそろって、ただいま取り組んでおります議員お話のとおり都市再生整備事業を初めとして、新しい庁舎の建設事業など一連の事業は北方町にとってまさに下水道事業以来の大事業であるわけでありまして、この大事業をしっかりと完成までなす遂げることが責任を果たすことではないかというありがたい励ましや、ともすると、ちょっと気弱になるところがあったんでございましょう、御叱責をいただいたところでございます。

マッカーサーが座右の銘としておりますサミエル・ウルマンの「青春の詩」という詩に、「青春とは人生のある期間をいうのではなく、心の様相をいうのだ。年を重ねただけで人は老いない。理想を失うときに初めて老いが来る」という有名な詩がございます。つまり、自分の年を意識したその瞬間に人は老人になるし、老いも早まるのだということでもあります。

こう考えてみますと、幸いにも私はただいまのところ、身も心もいささかの衰えをみずからが感じることはありません。思い起こしますと、32歳で初めてみずからが候補者となる選挙戦を経験いたしましたからもう40年になるわけでございます。十分過ぎるほどこの世界に身を置かせていただいたわけでございます。この間も、勝ったときもありますし、負けたときもあるわけでございますが、大勢の皆さん方の友情に支えられて、あるいは励まされて今日に至ったわけござ

います。

それやこれや考えながら、この際、町民の皆さんと議会の皆さんの御理解をいただけるなら、みずからの長い政治生活の総仕上げとして、ただいまお話をいたしました取り組んでおります諸事業を立派になし遂げることが今の私がなすべきことではないか、あるいはお世話になった皆さんへの御恩返しになるのではないかというふうに思いをいたしたところでございます。

御心配いただいて恐縮でございますが、心から感謝をしながら初心に戻って、お話がございましたとおり、就任以来目標としております住民参加の草の根民主主義の、ある意味直接民主主義の手法によってこの町にしっかりとした民主主義を根づかせる、そしてその一方で、人間都市・公園都市というまちづくりの目標をしっかりプラスをして、北方町という町が家族で暮らすにふさわしい町であると住んでいただく方に実感をしていただけるように、少子化の時代にあっても町が発展し続けるような体制をつくり上げ、完成させていくことにしたいと決意をしたところでございます。

引き続いて、その任に当たらせていただきますことを決意いたしますと同時に、これからも御指導をいただきますようお願いを申し上げて、御答弁にかえさせていただきたいと思っております。

○9番（井野勝巳君） ありがとうございます。そういう御答弁をいただける確信はしております。思い返しますと、町長が就任して、当選の証書を取りに行ったのは2日後だったと思いません。まさか町長室におられんだろうなあと思ひまして、私のぞいたところ、もう既に証書の受領とともに町長職につかれて、職務をやっておられた。

そこで、一番最初、町長はお忘れかもしれませんが、私のほうはダム建設という大きな事業がございました。これは損得勘定も入りますので、大きな村を二分する戦いというか、交渉になりました。二分したことがまだまだ50年近くたっても多少残っている感がしました。町長さんには、やっぱり合併でそういったこともありましたので、どうか町を一つにお願いしたいというお願いをいたしました。まさしく、今、町というのは、一体となった中で取り組んでこられておりますことを本当にうれしく思っております。

先ほどもまた、例を引かれまして、自分が老いたのか老いていないのかというのは自分の自覚、意識の持ち方だと。町長さんも、今、まだ若いと。私も若うございます。一生懸命、今まで議員の中で15年間一緒に過ごしてまいりましたが、町政3期目も一緒に歩ませていただきたいと思えますし、これからますます意気軒高で戦っていただいて、今大きな問題でありますのは、全国的に人口の減少化社会を迎えておりますけれども、こういったことを食いとめる施策というのは、いかに町をよくし、町に住む人たちが喜んでもらえるかというところでふえてくるかと思えます。どうかひとつそのあたりも念頭に置かれまして、3期目頑張ってくださいと思います。

きょうは本当にありがとうございました。頑張ってくださいと思います。以上で終わります。

○議長（立川良一君） 次に、安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、きょうは4点、虫と住む

まち北方と蛍保護条例の整備、2つ目に人口減少社会の中、まちづくりへの考え、3つ目に子育て家庭への支援、4つ目に北方町防災計画、この4点の質問をさせていただきます。

それでは、第1点目の蛍と住むまち北方、蛍保護条例整備について、御質問をいたしたいと思えます。

昨年12月議会において、糸貫川の自然環境の回復、とりわけカワセミ、水中植物コウホネ、蛍を豊かな自然環境の結晶と捉え、それらの宝物を未来に渡すことが今を生きる私たちに課せられた使命ではないかという質問をさせていただきました。ことしも日没後、密かな期待を持って、5月の下旬ごろから毎日川岸で観察をしております。

5月24日に、水面にかぶさる茂みの中から一つのかすかな光、小さな自然の営み、蛍の光を見つけました。ことしは気温が高いせいなのか、昨年より早く観測することができました。光の乱舞の夜会は、日を追って幽玄の中、みやびやかなものになりました。

ここ数年、迷い蛍らしきものを数匹数えていましたが、二、三年前から個体数をふやし、ことしの最盛期には100匹を超す蛍が見られました。これは50年ぶりの復活であろうと思うわけがあります。生活排水、産業排水、農薬などによる水質汚染、河川、農業水路のコンクリート化など、生活環境の悪化で生息区域が里山近くに限られたものが、自然環境の回復によって都市部にも見られるようになったのではないかと考えております。

そこで質問をいたしたいと思えます。

いずれ、この北方町の糸貫川に生息する蛍、多くの町内外の人が知ることになります。それは、蛍並びに水辺に生きる生物を通して自然環境を考えてもらう大変よい機会と捉えていますが、市民と自然との共生をするハード・ソフト、マインド面において、行政並びに市民の受け入れが未熟ではないかと考えております。そのあたりの構築をどうお考えか、お聞きをしていきたく思えます。しっかりクリアしていかないと、また蛍が生息区域を狭めることになるのではないかと考えております。

次に、今年度、糸貫川河川公園の事業が進められることになっておるわけですが、どのようなコンセプトを持って進めていかれるのか、お聞きをしていきます。

次に、本巣市、他の市町では、蛍の捕獲禁止、生息区域の保全を含めて、市民と蛍、自然との共生をする蛍保護条例があります。早急にそれらの整備をしていただき、蛍と住むまち北方としていただきたいと思えます。いかがでしょうか。

以上3点について、1回目の質問を終わります。

○議長（立川良一君） 窪田都市環境農政課技術調整監。

○都市環境農政課技術調整監（窪田吉泰君） 議員お尋ねの1点目の質問、糸貫川に生息する蛍との共生の考えについて回答させていただきます。

6月上旬に、私や多くの職員が連日、長谷川と糸貫川の合流地点で多数の蛍の生息について確認いたしました。これは、今日まで下水道事業等の水質浄化対策を積極的に進めてきたことにより、長谷川や糸貫川の河川環境の改善がされ、議員御指摘のとおり自然環境の回復がされたこと

で、水生生物にとって良好な環境が整ってきたということであると思います。町といたしましても、こういった環境はできる限り保全・拡大し、次の世代につなげていく取り組みが必要であると認識しております。

当箇所左岸側は自然の土羽護岸が残ったものであり、これがかえって生物の生息環境として適していたのではないかと推測されます。よって、今後、蛍の生息環境にとってよい環境を保全するにはどのような手法があるのか、どの規模まで行うかについて現地調査等を行い、専門家の意見も伺いながら慎重に検討する必要があると思います。

また、蛍の生息地の保全・拡大については、他市町の事例を見ましても、地域のボランティア活動や地域住民のかかわりが大変重要と考えておりますので、地域からの声もよくお聞きしながら検討する必要があります。

そこで、今回、町職員を中心とし、学識経験者を含めた糸貫川環境保全プロジェクトチームを立ち上げました。このプロジェクトチームで、糸貫川の環境の保全について、地域住民が主体となって環境保全活動が行われるような具体的な施策について、ハード、ソフト、マインドといった多角的な見地から検討してまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、2点目の質問、河川公園事業のコンセプトについて回答をさせていただきます。

この公園は、平成25年11月12日付で国のかわまちづくり計画の登録を受け、「平和と環境」をテーマとし、岐阜県が提唱する「清流の国ぎふ」づくりとタイアップして整備を行うものであります。具体的には、町は自然環境に配慮し、かつ平和を主張できるような公園整備を、県は河川管理者として、親水護岸整備による多自然川づくりを実施してまいります。完成後は、岐阜県にも協力をいただきながら河川の体験型の総合学習を行うなど、子供からお年寄りまでが、川に親しみ、学べる空間として活用してまいりたいと考えております。その場で川の大切さ、川の恩恵、自然との共生、時には川の怖さといったものを学び、伝えていくことから、町民の川に対する愛着心を深め、環境保全意識の高揚につながればと考えております。

この場所から自然との共生を推進するまちを発信し、人間都市・公園都市の実現につなげてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次は、3点目の質問、蛍の捕獲禁止、生息区域の保全を含む蛍保護条例の整備について回答をさせていただきます。

蛍に関する保護条例は、全国の市町で制定されております。町といたしましては、糸貫川環境保全プロジェクトを通して、専門家の意見も伺いながら、また地域からの声もよくお聞きしながら、糸貫川の地域条件に合った環境保全活動が行われるように検討してまいります。

蛍保護条例につきましては、地域住民と町が一体となって環境保全活動を行う中で地域住民の機運も高めながら、また他市町の事例を参考にし、来シーズンに向けて制定を目指してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 今、河川公園の話、それから自然との共生の話、それから最後に蛍の保護

条例の話、3点についていろいろ今お聞きしていったわけですが、実は、きょう、ちょっとこれ持ってきたのは、県立の岐山高校があるんですが、ここの生徒が今から10年ほど前、平成16年、17年にかけて糸貫川の水質調査というのをやりました。これは、根尾川と分派しております山口から長良川の合流地点、穂積ですね。ここの間を10カ所、定点観測しました。それで、その中のCOD、BOD、いろんな水質調査をしながら、「ぜひとも蛍のすめる環境を目指して」という副題でもって、前向きに取り組んだ大変すぐれたレポートがあるんですね。これ10カ所あるんですけど、これを読み解きますと、今から10年ほど前というと、北方も2地点、定点観測に入っていました。明治製菓の高橋のところと、それから今度の河川公園ですね。あそこの2カ所が定点測定に入っておったんですが、とても当時の数値を見ますと、蛍がすめる状況ではなかった。それがこの10年ぐらいいなりまして、蛍が生息できる環境、いわゆる水だとか、温度だとか、それから土壌、地形、空気、そういったものが、10年前から比べると本当に比較的によくなったということではないかなと思っています。

私も、ことしの5月二十二、三日ぐらいから、ゆうべも行ってきましたけど、ほぼ毎日1時間ないし、ぶらぶらとあそこへ出ておるんですが、本当にことしは観察しておりまして、たくさんの方と川で知り合いました、多くの町民。それからまた、子供ともいっぱい接しました。蛍を通して自然とのかかわりを話す機会が本当にたくさんあって、楽しいこの1カ月でした。ゆうべはわずか2匹ということで、いよいよ終息宣言してもいいのかなと、今週中には多分産卵し終わるのかなと思っています。あれだけ乱舞しておった時期から比べると、大変寂しい川になってしまいました。

それで、私が今大変危惧しておるのは、日本全国各地で蛍の飼育、養殖が盛んに行われております。蛍をとってきて、それを水槽で飼育して、それを4月かそこらに放流してということをやっておるんですね。今、年間に3億とも4億とも言われる蛍のマーケットがあるんですね。これを売ることによって、商売してみえる方が大変多いです。

それで、今、全国で、人工的な川で人の手を加えた蛍がかなり飛んでおる中で、自然が戻ったのではないかというふうに皆さん錯覚をしておみえになるんですが、やっぱり蛍はこれから産卵して、水中に入って幼虫になり、それがまた土に上がってさなぎになり、それがふ化してまた蛍になる、この4シーズンのサイクルをもって、やっぱり自然が戻ったというふうに僕は捉えておるんですね。放流して、養殖してやるものは鮎の放流と全く一緒なんで、それで自然がどうのこうのということは僕は言えないというふうになっています。

特に蛍が祭りやイベントの客引き、人寄せパンダ的な扱い方でされておるといのが大変寂しいというふうに思っております。

それで、この糸貫川は里山ではなく、本当に都市化が進んだこの北方でこれだけのものになってきたということでもありますので、私たちを取り巻く住環境、また自然を慈しむ心を育むことなど、本当にいろんなものが蛍を通して見えてくると思います。

今、来シーズンに向けて、蛍の保護条例も目指してやっていきたいというお言葉でございます

ので、これは来シーズン前にやっていただかないと、行政の方がまた虫をとってしまって、一気に絶滅ということにもなると思います。草の中にまた人が入ることにもなるので、その辺も含めてしっかりとした体制を整えないと、せっかくここまで乱舞するようになったので、町もまた学者の先生もお見えになる、市民を交えてしっかりこれを捉えていただきたいということで、お願いをしていきます。

それでは、2つ目の質問に入ります。

先月、産業界や学会の有識者らで国のあり方を議論する日本創成会議、人口減少問題検討分科会では、全国1,800市区町村の半数に当たる896自治体で、子供を産む人の大多数を占める20から39歳の女性人口が2040年までに5割近くに激減すると発表しました。この896自治体を消滅する可能性のある都市と位置づけ、このうち523自治体は人口1万人を割り、消えるまちとなる可能性が高いと指摘をしました。県内では、多治見市、海津市、揖斐川町、神戸町など21市町、県下自治体の半数が対象となっております。

本町は、2010年、20歳から39歳までの女性2,628人、これが2040年になりますと2,194人となっており、若年女性人口比率は、2010年対2040年の比率はマイナス16.5%で、全国平均比率マイナス50%を大きく下回っております。

2040年において人口が増加する市町は、美濃加茂市、瑞穂市、北方町の3自治体のみで、岐阜市2010年比20%減の8万人減となっております。大垣市は20%減の3万2,000人減、山県市は31%減の1万人減、揖斐川町は47%減の1万1,000人減、本巣市は14%減で5,000人減と、39市町では大幅な人口減少となっております。県の人口は、2040年、166万人で減少率は20%、岐阜市人口に匹敵する42万人が減るという驚愕の数値となっております。

本町の2040年総人口は1万8,705人と予測発表しております。2008年社人研発表では、北方町は2010年をピークに人口は減少し、2035年には1万6,317人と推計値を発表しましたが、今回は一転して2,400人増の修正変更となっております。これは、予測したより自然動態が減少していないことや、先人が進めてきた下水道、道路などのインフラ整備、また現執行部が積極的に取り組み、進めてきた公共交通インフラ、道路整備、住環境整備、定住奨励策、環境保全への取り組みはもとより、妊娠から安心して出産、そして子育てができる環境整備、そして支援の充実などが人口増加の予測になったものと思います。

日本が、近代国家において初めて直面する人口減少社会の中、本町が進めるまちづくりの創出が本町への選択につながっているものと高く評価をするものであります。

町長は、平成22年6月議会において、今の時代は未来が大事で、過去は反省材料にすぎないということを証明しているように思えてなりません。このように考えますと、北方町の10年後、20年後を見据えた取り組みが喫緊の課題に違いありませんと述べられておりました。

今後においては、若者に魅力のある人や物や情報が集積するコンパクトな地域拠点都市の創出、新庁舎を中心とする町なかの機能整備、町なか医療、商店、施設のネットワーク整備の形成が必要と考えますが、お考えはどうか、お聞きをいたします。以上で終わります。

○議長（立川良一君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 大変、まちづくりについて日ごろから議員には強い関心を示していただきまして、折に触れていろんな御提言をいただけますことに、改めて御礼を申し上げたいと思う次第でございます。

御指摘がございましたように、国立社会保障人口問題研究所の平成22年から52年までの地域別将来推計人口の推計や、その将来推計人口をもとにした子供を産む年代である若年女性の数を発表したお話がございました。日本創成会議の試算でも、本町の数値は前者で増加率が0.7%、県下で3番目でございます。後者で、変化率は、お話のように県下全部マイナスなんですけれども、マイナスの16.5%で、それでも県下で2番目に低い率ということになっておりまして、人口減少時代にありましても、比較的明るい評価を得ることができるに至っておるわけでございます。このことは何よりも先人たちの努力のたまもでございますし、今、皆さんの御協力をいただいておりますような、俗に言う都市再生整備計画事業などをこれからもっと進めていきまして、さらにこの町の都市環境整備をすることによって、こうした数字がもっともっと前向きに前進をするような努力を私どもは払っていかねばならない。そういうことが、むしろ今を生きる私どもにとっては大事なことでございまして、こうした高い評価をさらに発展させて、次の世代にしっかりと継承させていく必要が私どもにはある、まさにその責任を今私どもは背負っておるといふふうに認識をいたしておるところでございます。そのためにも、申し上げましたような大型事業を、御協力をいただきながら成功をさせていかねばならないというふうに改めて強い思いをいたしておるところでございます。

私、北方町が家族で人生を送るにふさわしい町にしたいということをかねがね訴えておりまして、いろいろ考え続けた末にたどり着いた結論というものが、今、まちづくりの目標にしております人間都市・公園都市という目標でございます。

近代社会は、非常に速いスピードで建設をされたわけでございますけれども、今ふと立ちどまって考えますと、大都会はコンクリートジャングル化をいたしておりまして、仕事をするには便利でいいかもしれませんが、人が住むに値するまちかという視点で見ますと、いささか私は問題があると。その証拠に、先ほどのお話がございました創成会議でも明らかになっておりますように、出生率は東京都が一番少ないんですね。地方のほうが出生率があるのに、出生率が高い地方から子供たちといいますか、働き盛りの人たちが全部東京へ逃げていくと。東京都の人口増加は、地方が生産をしておると言うと言葉が過ぎますけれども、しっかりとバックアップをしておるわけでございますから、東京都は一人で発展をしておるのではなくして、地方の努力、あるいは犠牲のもとに首都東京が成り立っておるといふことが、調査結果の数値でも明らかになるわけでございます。

東京へ、東京へと人がなびかないようにするためには、やっぱりこういう地方の都市が、申し上げましたように、家族で生涯を、人生を送るにふさわしいまちづくり、つまりまちの環境をどう整えて、魅力ある都市をつくっていくかということにかけられておるわけでございます。その

主目的とするのは、私は、やっぱり人が住むに値するまちというのは、緑と水を最大限活用した自然性豊かなまちづくりをすることが必要ではないかと思っております。

県におかれましても、国体の後に「清流の国ぎふ」づくりという県土づくりに取り組んでおられまして、今度の河川平和公園におきましても、県の部分の事業を積極的に「清流の国ぎふ」づくりの資金を使って応援をしていただくわけでございますから、いかにこれからのまちづくりというのは、緑を大切に作る、そして水を大切に作る、生活の中心にそのことを据えるということが多くの専門家の皆さんの共通の考え方ではないかというふうに思っております。

残念ながら、きょうまで議会の中でも議論をいたしておりますけれども、なかなか緑を植えると葉っぱが落ちるとか、根っこが張るとかという旧態依然たる発想をする人が二、三あるようでございますけれども、今申し上げた20年、30年、いやそれよりもこれからの都市づくりというのは、恐らく100年先を見るまちづくりというものを視点に据えて、計画をしていかなければならない時代になったのではないかと。そういう環境を整えることによって、多くの皆さん方がこの地方都市、とりわけ北方町のようなコンパクトで便利な町に大勢の皆さん方が居宅を構えていただける方向に持っていくことができるのではないかと。もちろん企業誘致なども大事でしょうけれども、幸いにして、この町は名古屋市も岐阜市も非常に近い距離にございますから、まさに住宅都市としての使命も負うわけでございますし、住宅都市としての魅力を十分兼ね備えた地理的環境にあるのではないかというふうに思っておるわけでございます。

今日の社会情勢は、一人一人が孤立をする社会になってまいりました。そして、自然も高度成長期の犠牲のもとに破壊をされてしまった状況にあるわけでございます。自然が破壊をされて、一人一人の人間が孤立化するという社会が、生きる人間、あるいは全ての生命を持つ生き物にとってこれがすばらしい住みよいまちであるかどうかということを考えたときには、それは申し上げるまでもないことでございます。

都市環境計画の、今、日本では第一人者だという評が高い慶應大学の石川幹子という教授がいらっしゃいますけれども、その先生の本を読みますと、先生は、都市というものは人間が密集して居住することによって成立をするんだというふうに言われておりまして、つまり申し上げたような緑と川、自然を大切に作るまちづくりをすることによって多くの人たちがそこに住むことができるんですから、緑のまちづくり、とりわけこの先生によりますと、公園というものを町の中心に据えたまちづくりというものを進めていくことが望ましいということ専門的な立場からも書かれておるわけでございます。

そういうことを思いますと、美しく、豊かで、文化的環境の基礎となる都市における緑地と水、そういうものを社会的共通資本とするような認識、重要性を持って、まちづくりというものは将来を見据えていかなければならんというふうに思うわけでございます。

議員も御承知のように、新庁舎の建設につきまして、いろいろと御教示を日ごろからいただいておりますけれども、こういうことを申し上げましたような視点でしっかりと取り組んでいかなければならない。新しい庁舎は、申し上げた基本認識で建設をしていくことが必要

であるというふうに認識をいたしておるところでございます。具体的には、御案内でございましょうが、庁舎内に集いの広場とか憩いの広場というものをふんだんに交流の場として確保するために、計画をさせていただいておるところでございます。

また、近隣に非常に大きな公園として隣接をさせて、防災公園をただいま建設をいたしておるところでございますから、この防災公園を日常の地域の住民の皆さん方の交流の場として使っていただく。具体的には、ふれあいまつりの会場など、いろんなイベントで有効利用ができるような計画を立てておるところでございます。まさに、新しい役場を中心にして、人が集い、語り、この町のにぎわいを取り戻す。議員が今提案をされましたような、町なかを演出できるようにして、北方町の未来の姿、町のつくり方が暗示できるような庁舎にしたいというふうに思って、今、副町長を中心にして、担当課が一生懸命知恵を出し合っておるところでございます。

私は、恐らく皆さん方に御期待をいただけるにふさわしい新しい庁舎ができるというふうに確信をいたしておりますので、今後ともぜひ格段の御協力と御指導をいただきますようお願いを申し上げます、答弁にかえさせていただきます。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 今、しっかりと町長から人口減少問題、そしてまた魅力あるまちづくり、そしてきょうはまた水と緑、これをテーマにお話を聞きました。

4年前は、10年後、20年後を見据えたという話をされましたが、きょうは100年後という、果たしてどうなっておるかわかりませんが、そんなお言葉もきょうは聞けたと思います。

ぜひこれからの時代を見据えた政策をしっかりと掲げていただいて、次の4年間、きょうははっきり表明されたわけでありますから、しっかりと邁進していただきたいなということで、次の質問に移りたいと思います。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝議員に申し上げます。

一般質問の途中になりますけれども、ちょっとここで休憩をしばらくとりますので、3番目からは後でお願いします。

10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時57分

○議長（立川良一君） それでは再開をいたします。

安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） それでは、3問目から再開をいたしたいと思います。

都市化、核家族化が急激に進む時代にあって、深い孤独や子育ての悩みを抱えながら生活をしている方への支え、補い合う場、また元気な声、笑顔があふれる子供の遊び場、地域の寄り合い所として、南部地区に待望の子ども館と子育て支援センターの機能をあわせた子育ての拠点、北方みなみ子ども館が開所いたしました。

さて、平成24年8月に子ども・子育て支援新制度として、子ども・子育て支援法など、子ども・子育て関連3法が国会で法案決定をされました。

内閣府のホームページによりますと、この関連3法の主なポイントとして、認定こども園制度の改善、幼児期の学校教育と保護者の就労等に対応した保育を一体的に提供できる幼保連携型認定こども園の創設や、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実として、一時預かり、病児病後児保育など13の事業を市町村が実施する事業を位置づけいたしました。

次に、基礎自治体、市町村が実施主体として、地域のニーズに基づき計画を策定、給付事業を実施。国・都道府県は、実施主体の市町村に重層的に支えるとしております。子ども・子育て会議の設置、市町村の合議制機関、子育て会議の設置努力義務としております。施行時期は、早ければ平成27年度をめどに想定をしております。この制度が生まれた背景の根底には、少子化、核家族化、子育て家庭の孤立、就労形態の多様化など、社会的な問題であろうと思っております。

そこでお聞きをしていきたいと思いますが、この新制度の幼保連携型認定こども園の創設、また一時預かり、病児病後児保育などの地域子ども・子育て支援事業、そして子ども・子育て会議などをどのように位置づけ、実施をされていくのか、お尋ねをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（立川良一君） 加藤福祉健康課長。

○福祉健康課長（加藤章司君） では、質問にお答えさせていただきます。

子ども・子育て新システム関連3法案は、全ての子供に良質な成育環境を保障するため、子ども・子育ての過程を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育、保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図るとされています。

子ども・子育て支援新制度における就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律により、認定こども園の類型の一つである幼保連携型認定こども園を学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一のシステムとして、幼児期の学校教育、保育、子育て支援を提供することとなりました。この幼保連携型認定こども園への移行につきましては、町立保育園、町立幼稚園、私立幼稚園の意向を踏まえて、今後のあり方等を調査・研究しながら決定したいと考えております。

次に、地域子ども・子育て支援事業につきましては、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児病後児保育事業、学童保育等の地域子ども・子育て支援事業を実施しているところですが、今後さらなる事業の拡充を図っていくこととしております。

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条において、市町村に合議制の機関を設置するよう努力義務が課せられ、当町にも既に設置されているところです。

子ども・子育て支援計画を策定変更する際には、子ども・子育て会議の意見を聞くことが法律で義務づけられています。そのため、子ども・子育てに関する施策を実施するときには子ども・

子育て会議の意見を聞くことになり、今後、本町の子ども・子育て支援事業に対して、建設的な意見が多数出されることを期待するものであります。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） いろいろ御答弁いただいたんですけど、きょう新聞で、ネット託児、信じていた、ベビーシッター事件、預けた母、親切な人が多かった、無資格とは知らずという、これなんですね。

ことしの3月16日、まだ記憶もあろうかと思いますが、埼玉県富士見市のマンションで、ベビーシッターに預けられていた2歳児の子供が遺体で発見されたという、これは事案というよりも事件ということになったわけですが、シングルマザーの女性がインターネットで子供の託児を頼んで、頼まれた託児の人がとんでもない人であって、子供をほったらかしにしておいて、亡くなってしまったという大変悲惨な事件でありました。

ここの女性の家は、病気で働けない父親と子供が2人、4人暮らしであって、生活保護の受給者であったらしいです。生活は大変困窮をしております、周りに相談する相手もない、いわゆる都会のエアポケットのはざまの中で相談相手もない、孤立感の中でこういう形になったのではないかなということを思っております。

今、厚生労働省の調べでは、シングルマザーは全国で124万人に上るらしいです。これちょっと数年前のデータですので、現在もっとお見えになるかもわかりません。その6割が同居する家族のいない母子家庭で、年齢は20代から30代の働き盛りの世代であったということでもあります。

今回、こういった事案も見て、周りに公的な一時預かりをするところはなかったんかなと。また、もっと相談する人がおって、あるんだけど、そこにたどり着けなかったのかなということをつくづく思うわけです。そういうことがあればこういった事案が多分防げたであろうし、なかったであろうというふうに思っております。

ここに兵庫県の明石市なんですけど、ちょっと北方町とは財政規模、当然地域性が違うので何とも言えないデータなんですけど、こども未来部こども育成室というところが保育園・幼稚園児に望む声として、親さんからアンケートをとっております。預かり保育が32.9%、病児保育25.5%、一時預かりが19.9%という大変高い希望というんですか、お願い事が出ておりました。また、未就園児の保護者からも、今後望む声として、今言った預かり保育、一時預かりを充実してほしいということが出ておりました。そのアンケートの家庭の就労状況を見てみましたら、核家族が80.2%、母子家庭が10%、3世代、これは同居ということですけど、これが5%、お父さんと子供、父子が1%ということになっておりました。ほとんどが核家族で8割ということなんですね。

というようなことからお聞きしていきたいんですが、本町でも子供を持つ保護者からのアンケートが多分あると思うんですが、あればどういったような要望があるのか、お聞かせを願いたい。これが1点ですね。

それからもう1点お聞きします。一時預かり事業についてであります。

これは、いわゆるファミリーサポート、ファミサポ事業ですね。このファミサポ事業というの

は、3つのトライアングルできております。1つは提供会員ですね。提供会員というのは、子供を預かってもいいよというのが提供会員ですよ、それは契約するわけですから。それから今度、子供を預ける保護者のほうですね。利用会員と呼んでいますけど、それとコーディネートをやるセンター、この3つがトライアングルで今運営をされておるんですよ。子供を一時預けていただける制度なんですけど。

それで、瑞穂市のファミリーサポートセンター事業の広域実施に向けての取り組みという資料があるんですが、平成22年12月6日から広域実施に向けての話し合いが始まりました。瑞穂市、本巢市、北方町ということですね。それで、12月から1月にかけて5回ほど話し合いをされた中で、2市での実施が今続いておりますね。今この2市でやっておるんですね。馬場の春雨町にセンターがあるんですが、そのときに、北方町は単独で進める方向を選択され、広域実施からは離脱ということなんですけど、これ平成22年ですからもう既に4年たっておるんですが、まだ一時預かりの制度というのは北方町は見られていないんですが、4年経過をしてまだ進んでいないというお考えと、先ほどのアンケートがあればざっくりで結構ですので、答弁をお願いします。

○議長（立川良一君） 加藤福祉健康課長。

○福祉健康課長（加藤章司君） 今、議員お尋ねの子育てに関するアンケートにつきましては、昨年度12月に、就学前の児童、小学生児童を持つ親1,669名を対象に実施しております。その回収率は68.8%ということで、約7割が回収されております。

その中で、一つ重立ったことを言わせていただきますと、「本町は子育てしやすい町だと思いますか」という問いにつきましては、「そう思う」「まあそう思う」と肯定的なお答えをいただいたのが、就学前児童の親さんで41.1%、小学生の親さんで31.9%となっています。また、北方町の子育て支援の満足度について、これは5段階評価での質問ですが、満足度が高い、4、5と答えた方が、就学前児童で22.8%、小学生児童では13.9%となっています。これは決して高い数字だとは思っておりませんので、今後子育て支援の充実が必要であると考えております。

そのアンケートの中で、今お話のありましたファミリーサポートセンターについてのアンケートがあるわけなんですけど、これについては、「利用したいですか」という問いの中で、「利用したい」と答えているのは、34.4%で約3分の1の方です。

それと、先ほどお話のありました2市1町の中から北方町だけ離れたというか、参加しなかった、ちょっと詳しい経緯については私も以前のことでわかりませんが、北方町において、ファミリーサポートセンターについては遅くとも来年度をめどに設置したいというふうに考えております。以上です。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 一時預かりのほうで来年度ということ、4月ぐらいからやられるのかな、新年度から実施したいということなんですけど、ちょっとそこでお聞きしていきたいのは、これは単独でやられるということなんですけど、単独でやられるとなると、総事業費が結構かかるんじゃないかなというふうに思っています。

当時のファミサポを見ますと、総事業費430万ぐらいだったんですね、北方を含めて。それで、これ市町の人口割で負担をしておるんですね。それから計算すると、北方が17%ということで、40万ほどでファミサポがやれるんです。今現在、本巢市も瑞穂も、旧の穂積町ですね。こういう金額でやっておるんですけど、このような金額でやれるんですかね。

それと一番心配しておるのは、やっぱりノウハウが全くないのではないかなというふうに思っています。

それで、ファミリー・サポートの場合、例えば提供利用者ですね。預かってもいいよというのは、先ほどのネット託児じゃないですけど、相当信用が置ける人じゃないと預けんじゃないですか、どなたも。それにはそれなりの勉強してもらわなあかんし、こういったときはこういうような手当てもしていかないとあかんというようなことがいろいろあるんですが、そういったことも全部町でやられるんですかね、勉強会をやったりとか。人の子供を預かるわけですから、当然保険も要りますし、まず第一、お子さんと提供者と利用者、この信頼関係がないとなかなかできんと思うんですが、来年度からやりますということで、ちょっと僕はその辺が心配なんですけど、総事業費はどのぐらいかかるのか、それからそういった心配はないのか、本当にノウハウがあつてやれるのか、その2点をちょっとお聞きします。

○議長（立川良一君） 加藤福祉健康課長。

○福祉健康課長（加藤章司君） ちょっと言葉が足りなかったので申しわけありませんが、27年度4月当初からできるからどうかは、まだ総務課から上がっていませんし、費用についてもこれから研究するところですが、先ほどおっしゃられたように、例の2歳児の事件があった後に、厚労省から通知というか、注意が出ていまして、例えば預ける相手を確認するとか、預ける相手が保育士でなくてもそういう研修を受けた専門家であることを確認しなさいという注意が出ておりますので、その点には十分配慮をして、実施していきたいと思っております。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 時間もありますので、ぜひ一遍その辺も比較して、本当にどっちがええやろうということもよく考えてやっていただかないと、事業費もすごい金がかかるようではまた困りますし、今でしたらそんなに金額は要りませんので、ぜひしっかり御検討をお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問になります。

「未曾有」「想定外」という言葉が日常に満ちあふれる昨今、異常気象と言える猛烈な大雨による大きな災害が多発をしております。

昨年、新たに重大な災害のおそれを警告する特別警報の運用が始まりました。また、地震災害においては、今後30年以内にこの地域が震度6弱以上の大きな揺れに見舞われる確率が大変高く、大災害が予想される中、4月新年度より喫緊の課題でありましたさまざまな災害に備えた危機管理機構、防災課が総務課の組織に設置、組み込まれました。それと並行して、平成9年策定以降、修正などがされないままになっていました北方町防災計画の全面改定が行われました。それによ

りますと、町本部における防災体制の強化、災害時要援護者対策並びに避難対策の充実、ボランティア対策、原子力災害対策、防災思想・防災知識普及活動、災害広報の強化、必要な物資の確保対策の充実、男女共同参画の視点を含めた防災体制の確立など、多岐にわたっております。

防災・減災、応急対応、復旧・復興までを含む北方町防災計画全般についての概念、並びに個々の取り組みについてお聞きをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（立川良一君） 後藤庁舎建設・防災担当課長。

○庁舎建設・防災担当課長（後藤 博君） それでは、議員御質問の北方町地域防災計画についてお答えさせていただきたいと思っております。

北方町地域防災計画は、町、防災関係機関、自主防災組織及び町民が有する機能を有効かつ適切に発揮して、自助・共助・公助を実現するとともに、おのおのが密に連携して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧活動の円滑な実施を図り、町民の生命・財産を守ることを目的としております。

昨年度末の全面改定では、東日本大震災を初めとする国内で発生した地震や風水害の経験を踏まえて改正された防災関連法令や、上位計画である岐阜県地域防災計画と整合を図り、町で発生する可能性のある災害に対し、防災体制の確立を図るべく、その対策を充実させております。そのため、個々の対策は議員の御指摘のとおり多岐にわたっております。今後も県と連携を密にし、随時見直しを図ってまいりたいと思っております。

次に、計画に基づく町、すなわち公助の取り組みといたしましては、職員の初動態勢を一般対策と地震対策に分けるなど大幅に見直しを図り、また業務継続計画につきましても、3月定例会で答弁させていただいておりますが、現在、年内を目標に策定作業を進めているところであります。加えて、災害時における各種協定の締結拡充などを推進し、災害時の対応及び内容の充実を図っているところであります。

しかしながら、防災・減災の最も重要なことは、自分の身は自分で守る自助、みんなの地域はみんなでする共助であります。

さきの東日本大震災、阪神・淡路大震災などで私たちは多くのことを学びました。その中で、特に共通して言えることは、自分の大切な命を他人に預けてはいけないということです。いつ起きかわからない大災害に対し、みずからの危機管理意識を高め、日ごろからの備え、準備が大切であります。

そのため、今年度より町民対話集会で、防災ハンドブックの活用を目的とした防災に関する説明や、また住民主導型の自主防災訓練開催のため、岐阜大学、高木教授の御協力をお願いし、地域の防災力の底上げを図ってまいります。

この事業は、これまでのように、10月の自主防災訓練のみ行うのではなく、5月の高木教授の防災講座をスタートとして、7月には第1・第5エリアの地域の方を対象に災害図上訓練を行い、9月には町歩きや、10月に実施する防災訓練の内容を話し合っていたらこうというものです。そ

して加えて、地域の重要な一員として中学生にも参加を積極的に呼びかけ、自分たちができることは何かを考えてもらうことで、防災だけではなく、将来の地域の人材育成にもつなげていきたいと考えています。

何よりも、災害は歴史に学ぶ必要があると考えています。自分が今住んでいるところをよく知ること、これまでの長い歴史の中でどのような災害が発生し、人々が生き抜いてきたのか、そこには災害に関する先人たちのメッセージがあると思います。地域への啓発を進めながら、しっかりと過去を掘り起こし、未来へとつなげていきたいと考えております。

今後も、自助・共助・公助が緊密に連携し、災害対応が漏れなく、また遅滞なく実施することができる体制の確立に努めてまいります。今後とも御理解、御協力のほど、よろしくお願い致します。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 新しい課でありまして、本当にしっかり取り組んでいただいておりますというのが今よくわかりました。

今までの避難訓練とは違う話も今出てきましたし、私も対話集会で、まさか防災の話が聞けるとは思いましたが、新しい課ができて、やっぱり取り組みが変わってきたなあというふうに思っています。

そこで再質問いたしたいと思いますが、昨年10月17日、東京都大島町で、台風26号の影響で猛烈な雨が降り、土砂災害の甚大な被害が出たわけです。このとき、気象庁が再三にわたり注意喚起、避難を促したにもかかわらず、避難勧告を出さなかった問題が大きくクローズアップされてきました。当時、町長が不在で、町長代理者の判断、危機管理の中からたくさん多くの命が救えなかったという事案が発生をしております。

そのようなことから、国は災害の危険があるときに、自治体が住民に避難勧告をする判断基準の設定、それから避難に関する仕組み、市町村の防災体制の考え方、それから住民が避難行動を認識してもらうために、ことしの4月8日に新しく新ガイドラインを示しました。これらの新ガイドラインへの取り組みについてどうお考えなのか、お聞きをしていきます。

それから、次に減災であります。

今、自助・共助・公助の話も出ましたが、やっぱり自助・共助・公助が連携し、支え合うことが、今後大きな災害には大変重要なことだというふうに思っております。とりわけ自助・共助については、我々自身が大きな災害に力を合わせてやっていくという大変大きな鍵を握っておるのではないかなと思っています。

阪神・淡路大震災では、行政による救助活動というのは本当に限界がありまして、関西地区3万5,000人の被災者のうち2万8,000人が住民の手で救助したということになっております。この大震災の教訓から、国は自主防災組織の結成を進めました。それで、今現在、この自主防災組織があるのは1,658市区町村ということで、全国大体8割ぐらいの加入率であります。そしてまた、自主防災組織も14万ほどになっておりまして、住民から言いますと、結成している組織率は大体

8割ぐらいということがデータで今出ております。

ただ、このデータというのは、結成率というのは、国が、阪神大震災が終わってから取り急いでやったというようなこともあって、結成率を上げることが意味ということで国も進めてきたということもあって、今後、災害発生時に14万の自主防災組織が機能するのは、せいぜい1割から2割ではないかということが今指摘をされております。

そこで、地域力、自主防災組織、先ほども少し話をさせていただいたんですが、もう少し自主防災組織をお聞きしていきたいなと思っております。

それからもう1点ですね、本庁舎の敷地の前の道路のかさ上げ、今度も1メートルぐらい上げていただくというんですね。防災拠点ということで、水が乗るということでは大変困るんですが、かさ上げというのは内水を考えてなのか、それとも大きな河川の氾濫を考えたのかかさ上げなのか、その辺をあわせてお聞きをしていきたいと思えます。

以上3点ですね、お願いします。

○議長（立川良一君） 後藤防災担当課長。

○庁舎建設・防災担当課長（後藤 博君） まず初めに、避難勧告等の判断伝達マニュアル作成ガイドラインについてであります。

こちらは、私も、5月の終わりに内閣府による講習会が名古屋のほうでありましたので参加しておりますが、今回判断基準として、明確な数値をもって、例えば水害等であれば水位がどれだけ上がったから勧告を出すといったようなことで、明確な数値をもってやっていこうというような判断基準を定めなさいということになっています。

これにつきましては、この判断ガイドラインに基づきまして、今後、国・県ともに河川の危険氾濫水位を見直すという動きが今出ております。そちらについても、今、県の土木事務所等を通じまして、関係を密にして、連絡をとりながらやっておるところでございます。

次の自主防災組織についてでございますが、これまで私ども自主防災訓練を実施してまいりましたが、行政側がある程度訓練する内容を用意してやっていただくというような格好になっておりました。それでは、今後について、実際の災害が発生したときには果たして機能するのかということもありますので、今年度より岐阜大学の高木教授にお願いしながら、地域の自主防災のリーダーとなるような方をまず育成していきたいと。

本当であれば、この地域防災計画に準ずるような計画として、自主防災の中での地域の防災計画というものをつくっていただけるような将来像が見えてくると一番いいのかなあと。災害図上訓練などを通して、我が町のハザードマップといった、危険箇所を考えられるマップがつくっていくことができれば非常によいと考えておりますので、それに向かって進めてまいりたいと考えております。

最後に、庁舎周辺の水の問題であります。こちらにつきましては、県が試算しました天王川の浸水区域をもとに算定をしております。その算定に基づきますと、50年に1度の大雨によって50センチ程度、溢水で水がつくのではないかとということでありますので、今現在50センチの

かさ上げをして、工事を進めておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 最後の再質問ですが、自主組織でもうちょっと聞きたいんですが、自分の計算ですから若干間違っているかもわかりませんが、自治会別の人口と、それからまた自治会に入ってみえる数、回覧を配ってみえる数から拾ったんですから、若干狂いあるかもわかりません、二重に入ってみえる方も見えるかもわかりませんが、僕なりにちょっと計算しましたら、平成17年が自治会加入率が93.6%、未加入世帯が396世帯。これが平成25年になりますと90.3%、未加入が673世帯と、かなり加入率が今落ちてきて、未加入者がふえていますよね。

それで、町名もわかるんですが、北方町の南部地区のとあるところは46.9%、これ自治会の加入率ですね。それから59.6%ということで、2軒に1軒ぐらいということで、こういった地区も含めて自主防災組織、果たしてこれからどうしていくんやろうなという心配があるんですよ。その辺、こういった加入率があるんで、今後どうして手当てをしていくのか。いわゆるこのラインから出たところですね。その辺ちょっとお聞きします、最後の質問にします。

○議長（立川良一君） 後藤防災担当課長。

○庁舎建設・防災担当課長（後藤 博君） 各地区の加入率の低さということであります。

特効薬的な施策というのは、町への帰属意識というのは、これまでも何度か問題になったところであろうかと思えます。

これはもう、町長じゃありませんが、草の根民主主義的に地域のほうへ呼びかけながら、実際に個人個人の危機管理意識を高めていただかないと、なかなか参加していただくのは難しいかなと考えております。

ただ一つ、やはり若い世帯、例えばお子さんを持ってみえないような世帯ではちょっと厳しいかもしれませんが、中学生などのお子さんをお持ちの世帯は、今回にあるような災害図上訓練等に積極的に呼びかけることによって、まず子供たちに参加していただいて、ひいては地域の中の人材として育成していけることができたらなあと考えております。よろしくお願いいたします。

○5番（安藤浩孝君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（立川良一君） 次に、伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） 議長のお許しを受けまして、私は予算執行について、防災交流について、教育行政について、それぞれ町長、担当課長、教育長にお尋ねをいたします。

先ほどは行政のトップ、あるいは立法の方から、この議場で選挙と、次回のこのエールを送られる、ああいうようなことをお聞きしたのは初めてでございます。

私個人としては、今回、ブラジルのサッカーをライブでずうっと見ておりました。そういうようなことで多少声も荒れておりますが、お聞き苦しい点もあるかと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、サッカーについては平和かなあと、国政はいろいろがたがたしておりますが、平和かなあと、そんなことを思いました。結果的にグループの4位ということで、皆さんも御承知のと

りであります。サッカーにおきましても、国によっては肝心なところでシュートを外すと殺人に至るような国もあります。やはり日本はハングリー精神が欠けたかなあと、そんな感想を持っております。

また、私も、さっきの議員さんと同じ70を過ぎました。よいしょができるような性格ではございませんので、次に町長のお尋ねをいたします。

初めに、予算執行についてでございます。

マスコミに頻繁に取り上げられる話題は、自治体職員、議員、教員、警察官、裁判官、弁護士、税理士、医師等々の市民に頼られる職業、地位の方々の不祥事が相次ぎ、市民の信頼は完全に地に落ちたと言っても過言ではないかと思えます。なぜこれらの行為が責められるのかといえば、市民の信頼を裏切り、市民の人権をないがしろにしたからであります。

公務員の職が生活の安定のために選ばれる時代である今日、地方公務員法第30条に、公務員は全体の奉仕者と明記されています。基本を見失っている職員がいるのではないかと、町民の皆さん、職員のOBの方から厳しい御指摘を受けました。そこで、町長にこの前代未聞の不祥事について、まずお尋ねいたします。

正職員の人事権は町長の専権事項だと思います。今回の職員の不祥事について、いま一度町長のお考えをお聞きします。

また、町民の血税を預かり、町政に反映させ、議決した予算の執行、果たさなければならないと思えます。心情的に複雑な心境ですが、職員の長期休暇はいつまで許されるか、町長にまずお尋ねいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（立川良一君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 大変恐縮でございますが、ちょっと議員の御質問の趣旨が即座に受けとめられませんので、ちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

つまり今度の不祥事件について、責任がどうなのかという御質問でしょうか。

○6番（伊藤経雄君） それも含めて。

○町長（室戸英夫君） そしてもう1つは、現に病気による長期休暇の職員がおるわけでございますが、そのことについてどういうふうの御質問なんですか、税金の無駄遣いだという御質問なんでしょうか。

○議長（立川良一君） 伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） もう1回、なんでしたら再質問させていただきます。

今、町長からの御指摘がありましたけど、結果的に今回の不祥事、あるいは平成26年4月25日金曜日でしたね。26日の各マスコミ、朝刊によりますと、何か行政のほうの処分量定の決定について違和感がある。この中の文面に、これはまた違ったところがあったんじゃないか。そういうようなことを含めると、例えば10カ月単位に計算しますと、10分の1の減給というようなことが決まりますと、10カ月のうちに1カ月間だけが無報酬ということで、これがそちらの判定が正し

いのか、処分が個人的には非常に甘いような気がしますもんで、そういうような意味と、それからあれだけのことを名指しで新聞に報道された。さきも言いましたように、記事と今回の処分事由との違和感を感じているんですね。ここには、そこまでは今回見させていただいてなかったんですけど、現実にあの記事にはほかのことも書いてありました。その記事はこの処分事由の中に入っていない。こういうことを含めると、本当にその処分によかったのかなあと、そんなことを思っております。

これは個人の考えですけど、結果的には処分の量定の決定についてですけど、ああいうことがマスコミで報道され、公共放送でもテレビニュースになったということで、町内外から御指摘を受けましたのは事実なんですね。それで、我々に何も報告なく、職員の職場復帰も早いし、そういうことも含めて、またこの当該者とは17年以上の私はおつき合いがあります。こういうことを言うとあれですけど、品行というのはやはり繰り返されると、そんなことを感じております。

勤務態度や、当行為後の対応というようなことで、処分内容の報告をいただきましたけれども、たった2年間の評価で、特に良好であるということがうたってあるんですけど、それ以前にも、いろんなことを言うと叱られますけど、多少そういうようなことがありました。

そういうようなことを含めて、結果的に、私は当人とはテニスの仲間で、17年ほど前から一緒にやっておりました。その間にもちょっといろんなことがありました。そういうようなことを含めて、テニス仲間からもいろいろな御指摘を受けましたのも事実ですので、結果的には、行政はどうですか。やっぱり決めてから理解、協力をし続けるという風潮が国政も地方にもあるのかなあと、そんなことを感じておりますので、まずこの点について、今申し上げましたとおりですので、町長さんのお考えをお聞きしたいと思います。

○町長（室戸英夫君） ちょっとお話の中の言葉で気になりますのは、議会に十分な説明がないというお話でございます。これは誤解があるのではないかと私は思うわけで、私どもとしては、議会の皆さんにお集まりをいただいて、経過もお話をいたしまして、処分結果もお話をし、本人も臨席をさせまして、議会の議員の皆様方の前でしっかり謝罪をさせていただいておりますので、議会に説明が十分なかったというお話は、ちょっと何か誤解があるのではないかと。もしあるとすれば、具体的にどういう事例について私どもが議会に対する説明を怠っておったのかという御指摘をいただけたらありがたいなというふうに思っております。

それから処分内容につきまして、議員はお顔が広いので、長い間のおつき合いの経過などもお話になりましたが、そういう不確実情報といいますか、世間の風評まで今度の処分の対象にするという考えに私どもは立つわけではございませんので、法律に従いまして粛々と処分をさせていただいたことは御承知のとおりでございます。

繰り返して申し上げますが、本件につきましては、当事者間の示談が成立をいたしておりまして、犯罪の成立をいたしておるわけではございません。しかし、事象、犯しました過ちの現象は、たとえ犯罪にはならなくても消えるものではございませんので、そういうことを考慮し、また議員から新聞等、つまりマスコミ等で報じられたことによって北方町の名誉が非

常に傷つけられた。そして、この職場で働く私どもも大変心を痛めたわけでございますし、何よりも北方町の町民の皆さん方に御迷惑をおかけいたしましたので、そういう意味での項目を重く見て処分を行ったところでございます。

ちょっと参考までに、地方公務員法に基づく処分の区分というのは、戒告と減給と停職と免職という4段階になっておるわけでございます。今回の事案を、いろんな例を参考にさせていただき処分を下しましたんですけれども、今回の事案をそれに置きかえますと、通常は減給3カ月で、給料の10分の1を減額するというのが相当な処分内容だというふうに認識をいたしておりました。しかし、ただいま申し上げましたように、いろんな形で御迷惑をおかけいたしましたので、本人の謝罪の意味も考慮をして、減給を10カ月として、お話のように10分の1という処分にさせていただいたわけでございます。私の立場からいたしますと、非常に重い処分をいたしたという認識に立っておるわけでございます。

参考までに、卑近な例でいたしますと、また新聞に載ったところでは、20代の女性につきまとい行為をした揖斐川の中学校の男性教諭が、減給10分の1で1カ月という懲戒処分を受けておることは御承知かと思えますけれども、そういうことから考えますと、決して軽い処分をしたわけではございませんで、私としては厳しい処分をさせていただきました。

それから、御報告はさせていただいておりませんけれども、今の職場、つまり給食センターへ配置がえを即座にいたしまして、今一生懸命努めておりますし、毎日教育長を通じて、一日の反省文を日記のような形で毎日毎日書かせて、出させておるわけでございますので、本人にとりましては、大変大きな反省材料になっておるのではないかというふうに思っておるわけでございます。

繰り返し申し上げて恐縮でございますが、当事者間の示談が成立をしておりますので、犯罪の成立要件がなくなっておるわけございまして、そして申し上げましたように、本人も深く反省をしておるわけでございますから、決して議員が御指摘をされます、あるいは御批判をされますような考え方ではなくて、むしろ意識的に私どもは厳しい判断を下させていただいたというふうに思っておるところでございます。

それは、今申し上げました教員の例を見ても、これは示談が成立したわけではなくて、しっかりと逮捕もされて、書類送検をされて、起訴猶予にはなったようでございますけれども、書類送検も規制法、ストーカー規正法違反ということになっておるわけでございますから、それが1カ月間でその処分が解かれる期間からいたしますと、10カ月間というのはその10倍でございますから、処分としては私は重いものだというふうに思っておるわけでございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（立川良一君） 伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） 我々議会の報告と言われましたけど、現実に4月25日金曜日の日に行われた。それ以降、かれこれ1カ月とは言いませんけれども、全員協議会のときにこの書類をいただいて、本人が謝罪された。それはそれでよしとしますけど、その間にこういうことがあった、不

起訴に終わったでこの程度かと、僕はそういうような捉え方をしたんです。

ということは、地方公務員法の30条にも掲げてありますように、やはり税金、血税で勤めてみえた方ですね。揖斐川町の教員の例も比較されましたけど、こんなもんは各自の自治体のことで、よその例を比較にする問題ではないと僕は思っております。

そして、これ新聞報道に書いてあった中身とちょっと違うのは、何か写真をばらまくとか、そんなようなことが新聞報道に書いてあったような記憶をしております。そういうようなことを含めると、この強要罪というのは非常に厳しいものではないかと個人的には思っております。

また、当人のいろいろなかかわりはありましたけど、そのことに関して、いろんな思いもありますけど、この処分というのは、2年の評価でこのように判断されたというような書類はいただいておりますけれども、役場へお勤めになって17年目ぐらいを迎えてみえる当該者でございますので、その点もちょっとお酌みいただいて、いま一度御答弁をいただきたいと、そのように思っています。

○議長（立川良一君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 勤務評価は、私が町長になりましたときから採用をしておりますけれど、その評価の内容は、勤務態度といいますか、能力度が入っておりませんでした。挨拶はしっかりできるかとか、朝の掃除はしっかりやるかというような行動のことが中心でございまして、そういう意味では完璧なものではございませんでしたので、能力度も含めてしっかり評価をさせていただいたのが2年前ということになるわけでございますから、その評価を過去2年間で、A、B、C、D、Eまであるわけですけれども、Bでございましたので、非常に良好な勤務態度と勤務成績であったという評価を下したわけでございます。

それから大変恐縮でございますが、新聞報道が100%正しいとは限りませんわね。今日までもいろんな冤罪事件の、最近はおウムの事件の河野さんの問題が取り上げられて新聞に載りましたけれども、あれ新聞報道のままですと、あの人は犯人だったわけですけれども、実は新聞報道が警察の一方的な情報だけを流しておったことによって、河野さんは大変ひどい目に遭われたわけでございます。女性の写真をばらまくなどということは警察の発表だけでございまして、私どもが本人に確認をいたしましても、あるいは弁護士にお聞きをいたしましても、そういう事実は全くございませんでしたので、そういうことは配慮をいたしておりません。

それから、議員は長いおつき合いでございますが、その間にどういうことがあったか私どもは存じ上げておりませんし、そのことによって何か不祥事に発展をしたということも聞いておりませんので。

大事なことは、一人の人間を処分をするときに、おっしゃるような風評やうわさだけで処分をすると処分が間違えます。そして、公務員はその処分に対して異議の申し立てが公平委員会等のできるわけでございますから、そこにまたいいかげんの論拠でもって処分をいたしますと、私どものほうが世間の批判を浴びることになるわけでございます。私は、議員がおっしゃるように、これは特別に軽い処分ではなしにむしろ厳しい処分をさせていただいた。そのことによって、本

人も今日まで本当に謹慎状態に近い反省の意をあらわしておりますし、ここで申し上げていいかどうかは知りませんが、議員さんの中でもわざわざ本人に会っていただいて、よく頑張っておる、これからはしっかりやれよというような激励をいただいたとあって、大変本人は感激をして、先ほど申し上げた教育長への反省文、日記帳の中に記載をされておるようでございますから、多くの皆さんから温かく見守っていただいて、今一生懸命、更正という言葉が適切かどうか知りませんが、仕事に励んでおるということをぜひ御理解いただきたいと思うわけでございます。

○議長（立川良一君） 伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君）

※

○町長（室戸英夫君）

○議長（立川良一君） 伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君）

○町長（室戸英夫君）

※ 後刻取り消し発言あり

○議長（立川良一君） 伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君）

○議長（立川良一君）

○6番（伊藤経雄君）

〔「」の声あり〕

○6番（伊藤経雄君）

○町長（室戸英夫君）

○議長（立川良一君）

〔「休憩してください」の声あり〕

○8番（戸部哲哉君）

○議長（立川良一君）

〔「議長」の声あり〕

○議長（立川良一君） 井野君。

○9番（井野勝巳君）

〔発言する者あり〕

○議長（立川良一君）

○9番（井野勝巳君）

○議長（立川良一君）

伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君）

○議長（立川良一君） それでは、休憩をします。

昼1時30分から再開をいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時42分

○議長（立川良一君） それでは、休憩前に続きまして再開をいたします。

ただいま伊藤経雄君から、本会議における発言について、会議規則第64条の規定により、随感に関する部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。したがって、伊藤経雄君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定をいたしました。

それでは、一般質問を再開します。

伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） ただいまの件に関しましては、議会の議事進行上、私の不穏当な発言で皆さんに迷惑をかけました。この件は取り下げさせていただきます。以上です。

それでは、改めまして一般質問をさせていただきます。

今回、重要なポストにかかわっておられた職員の長期休暇は、いつから休んでおられるのか、原因は、復帰の可能性はいかがか、町長にお尋ねします。

○議長（立川良一君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 職員の病気治療による長期休暇の期間につきましては、平成25年8月19日から同じく25年9月30日までを個人の年次有給休暇で処理をさせていただいております。その後、平成25年10月1日から25年12月31日までの90日間は病気休暇とさせていただきまして、26年1月1日から26年12月31日までは休職扱いというふうにさせていただいております。

○議長（立川良一君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 今、復帰の可能性はいかがかということもお尋ねしておりますが、町長さん、御答弁をお願いします。

○議長（立川良一君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 復帰の可能性は何っておりません。

○議長（立川良一君） 伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） いや、私は通告に入れてあると承知しておるんですけども、そのような御答弁でよろしいんですか。

○議長（立川良一君） 町長。

○町長（室戸英夫君） ですから、簡単に言ったら、いつまでに治って職場復帰できるかということでしょう。

○6番（伊藤経雄君） いや、それで復帰の可能性を……。

○町長（室戸英夫君） いや、だから、それは私どもではわかりません。そういう診断書が出ておるわけでもございませんので、わかりませんということです。

○議長（立川良一君） 伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） 去年の8月19日から、それぞれの特権もあろうかと思いますが、ずうっと今もお休みになっているということでございますね。

そうすると、結果的にその時点で職員の人事の構成を、事務分掌ごとの4月に中から大分変更して、新しい課長さんやら人事の異動もあったようなんですけど、そういうことに含めて、例えば以前、これは特別職と一般職の違いはあるかもしれませんが、職務代理者とかいうようなことで当分は対応されるということが現実に前町長のときもありました。これは、特別職と一般職の違いというふうに捉えられればそれまでかもしれんけれども、その当時に特別職であっても、やはり半年も休んでみえと、あの当時、誰が当該者に鈴をつけるかというような発言もあったことを記憶しているんですね。

これは、あくまで今町長さんから復帰の可能性は聞いておりませんとか言われますけれども、結果的には長期休暇というのはいつまでも許されて、あるいは本人の意向がなければ、例えば数カ月に1回登庁を繰り返していけば身分が保障されるのか、その点のことを。そして、その間に1カ月の給料といいますか、報酬といいますか、やはりいただいていると思うんですね。そうすると、それは大体、これはもう通告がないと言われればそれまでですが、何割ぐらいいただいているのか、そのようなことはわかりませんか。以上です。

○議長（立川良一君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 申しあげました期間につきましては、年次有給休暇はもちろん本人の権利でございますから、全額支給でございますね。それから、病気休暇というのは90日間認められておまして、これも全額支給をいたしておるところでございます。その後の休職扱いになりますと、この場合でいいますと26年1月1日からの1年間は80%支給で、以降の支給はありません。

○議長（立川良一君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 今お答えはいただきましたけど、その間、何カ月に1回は出てくるとか、そういう規約というか、規定はありませんか。

○議長（立川良一君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 現実問題は、本人が、中間報告というとおかしいんですけども、その折々に病状などの報告のために来庁をしていただいておりますけれども、これは本人の意思によるものでございまして、私どもが出勤要請したわけではないわけでございますし、現実に執務をいたしておるわけではございませんので、ずうっと継続してお休みいただいております。

途中に出てきたら、給与を含めた身分がどうなるかというお尋ねのようでございますけれども、例えば途中で出てきて、1カ月か何カ月連続して勤務をして、また病気が再発をして休むというような例はそのとおりの計算をいたしますけれども、ただいま行われておるように、病状報告というようなことで時々出てきていただくことに対しては、勤務をしていただくわけではございませんので、ずうっと休暇扱いということになるわけでございます。

○議長（立川良一君） 伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） やはり町民からお預かりしている血税でございますので、正しく使っていただければと、そのように思っております。

それでは次に、防災整備公園についてお尋ねします。

自然を無視した人間のおごりか自然界の仕打ちか、最近の異常気象は世界規模で顕著となっております。特に暴風雨やゲリラ豪雨、集中豪雨が多発する傾向にあり、住民の皆さんの関心は非常に高くなっています。岐阜地方気象台は、平成22年に市町村単位の警報・注意報の発表を細分化されました。

そこで、次の点をお尋ねします。

今回の防災公園は、地域住民の皆様浸水、砂じん等の被害をこうむるのではないかと心配をされていますが、対策は十分か。また、のり面の軟弱の影響か、側溝に土が流れている現場を見たが、そのような心配はないか。砂じんを遮るフェンスも必要ではないか。まず1回目、質問をさせていただきます。担当課長、よろしく願いいたします。

○議長（立川良一君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） それでは私のほうから、議員お尋ねの防災公園の新設に伴い、3点の御質問をいただきましたので、順にお答えをさせていただきます。

まず1点目の浸水についてであります。これにつきましては、道路・公園設計をするに当たり、排水エリアの計算を行い、排水断面を決定しています。その結果、水路断面は改良前の2倍以上の断面となっております。以前の排水能力よりは数段に向上しています。

次に、2点目ののり面の土の流れ出しについてであります。今回、側溝と公園の境界には芝生を張り、のり面全体に芝生のポットを植栽しました。この芝生は、今年度中にはのり面全体に植生し、のり面を保護しますので、土の流れ出しを抑制いたします。

次に、3点目の砂じんを遮るフェンスの必要性についてであります。この公園は、議員御存じのとおり防災公園で、災害時にはどこからでも出入りができるようになっています。また、ほかの公園、公共施設を見ても、砂じんを遮るようなフェンスを設置している箇所はありません。今後、近隣住民より砂じんの苦情があった場合は、防災公園としての趣旨を御理解いただくよう、議員みずからも説明していただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（立川良一君） 伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） 町道500号線ほか3路線道路改良、防災公園整備事業は、地域周辺にお住まいの皆様方に事前説明もなく、回覧のみで知らせ、決めてから理解・協力を押しつける工事の

仕方に不満や心配をされておられます。今年3月30日曜日の少し強い雨でのり面にくぼ地ができ、土が側溝に流れました。一部は芝生が植えてありますが、他の場所に芝生を植える予定は、今言われましたように、面になるところには芝生は植えられないとは思いますが、その点ももう1回お聞かせいただければと思います。

そして、今回もそこらじゅうで集中豪雨、あるいは雷が多い年であるというようなことを言われました。1時間に30ミリで川のように流れ、土砂崩れ、50ミリで滝のように流れ、低い土地が浸水、80ミリで息苦しく、大規模な災害になるとも言われます。想定外の災害に対応できるか、再度答弁をお願いいたします。

○議長（立川良一君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） 議員御指摘のとおり、3月の雨では、私ども現場のほうを確認いたしまして、泥の流出がありましたので、それを防止するために側溝際に全面芝生を張り、またのり面には、先ほど説明させていただいたとおり芝生のポットを植生しておりますので、それが根づけばのりの崩れはなくなるものと考えております。また、グラウンドの広場のほうに芝生とか何かを張る予定はあるかということですが、それにつきましては、どこの公園を見ただきましても、クレイ舗装といましてサバ土の舗装の状況になっておりますので、この公園も同じくサバ土の舗装の状態をお願いをしております。

また、ゲリラ豪雨に耐えられるかというお話ではありますが、それは想定を超える雨でありますので、この地区にかかわらず、どこの地区でもゲリラ豪雨に耐えられるだけの流量を持った側溝・河川はありませんので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（立川良一君） 伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） 地区だけとは限らないという答弁でしたけど、やはり公園自身はかなり高くつくってあるもので、なお心配されるのも事実であります。

そして、これは来月の31日に完成という予定をされているんですが、現実にそのように進行しておるんですか。

○議長（立川良一君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） 公園のほうはほぼ完成しておりますので、7月の末、道路につきましては8月の末を完成工期で順調に進んでおりますので、よろしく申し上げます。

○議長（立川良一君） 伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） ありがとうございます。

いずれにしても、道路に関しても延長、延長というような感じを受けないとも限りませんので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして教育行政についてです。

教育者は、児童・生徒を映す鏡、鏡が曇ってはいけぬ。小学校、中学校でのよき師の出会いが子供たちに与える影響はとても大きいと思います。

岐阜県では、平成12年を教育改革元年としてことしで16年目を迎えた今日、教師の不祥事、教

師を指導する立場にある校長みずから起こす事件、児童・生徒が学校内外で秩序を乱す残念な問題等を懸念しております。豊かな人間を育て、人格を陶冶していくためには、教育委員、PTA役員、保護者、学校評議員の方々の英知・御意見を拝借することも大切であるかと思えます。特に教育委員会の使命は、大きさを痛感しております。

そこで、次の点をお尋ねいたします。

教育委員会の開催は年間何回か、教育委員会の権限・役割は情報公開にされているか。保護者や地域の方々の御意見を聞くために、平成12年度に各小・中学校に配置された学校評議員制度の役割、また学校後援団体、学校援助団体、PTAの役割はどのようになっておりますか、教育長、関係者へお尋ねいたします。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） 議員、御質問ありがとうございます。

議員におかれましては、社会教育委員として、日ごろより教育に御協力をいただいているものと信じております。そんな議員から今さらの質問ではありますが、いま一度原点に戻り、再確認をしていただき、今以上に教育関係にお力添いを願いたいと思えます。

4点御質問がございましたので、簡単にお話をさせていただきます。

まず1点目、教育委員会の開催回数についてですが、原則月に1回の定例会のほか、臨時会やら非公式の協議会を開くことがあります。平均しますと年間十四、五回の開催状況でございます。

2点目、教育委員会の役割ということですが、北方町においては、我が町の学校教育やら社会教育、文化・スポーツの振興など、守備範囲が広い事務を担当しています。また、権限としては教職員の服務監督、授業で使う教科書の選定、学校給食、そして文化財の保護など、多岐にわたって幅広い権限を持っていると思えます。情報公開につきましては、定例委員会を初めとした会議におきましては会議録を備えておりまして、要望があれば閲覧できる体制が整えられておりますし、情報公開ということで、教育委員会が主催する行事などは積極的にマスコミに投げて、広く町民やら町民以外にも周知していただくように努力をしているところでございます。

3点目の、学校評議員制度については、御承知のように、開かれた学校づくりのために平成12年度より制度ができて、その役割は、校長が保護者や地域の方々他の意見を幅広く聞くというのが目的でございます。北方町でもいち早く運用されておりまして、成果を出しているところです。北方中学校においては、PTAの役員とかOB、そして自治会長、婦人会長、青少年育成委員、そして民生委員などのメンバーで構成されて、学校の運営を大きく支えていただいております。

4点目、PTAの役割、これも今さらのことですが、子供たちの健やかな成長のために保護者と教師が協力をし、連携を深め、お互いに学び合うことだと思います。文字どおりPTAは学校の応援団であると思えます。私も、校長時代はそうでしたし、今、後ろで傍聴しておっただけでPTAの役員の方に大変力添えをいただきまして、学校と一丸となってチームワークよく、子供たちのために多くの力をかしていただいているところだと思います。お願いします。

○議長（立川良一君） 伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） 私も参画させていただいたのは事実ですけども、ここ最近の学校、町内外からいろんなことも聞いております。ここ数年前とはちょっとかけ離れたかなあと、そんな思いで聞かせていただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、今の教育委員会は、学校教育、一般教育、行政の方針、教育機関の設置、管理、廃止、認定案件等も大事だが、机上の教育行政ではいけない。現状の教育現場の視察、問題点等、PTA、保護者、学校評議員との意見交換を公開することも必要ではないかと私は思っております。

学校評議員制度に関しては、それほど権限はないが、校長の諮問機関として、先ほど申しました平成12年に県下小・中学校につくり、教育委員も評議員となっているというようなことも聞いておりました。現実には北方はどうか。年に二、三回ぐらいの開催でお仕着せ的部分もあるということも言われておりました。私の息子は、高校の在学中にも電話で評議員のメンバーになってくれないかというような打診もありました。事実、在校生が学校に在学の時間帯に委員会をやらされるようなこともありまして、名前だけで終わったような記憶があります。評議員に関しても、そのようなことを思っております。

PTAに関しましては、本当の国民の願いや要求を酌み上げた教育にするには、教育権を持つ親と、その委託を受けて、子供の学習権を保障する義務と責任を持つ教師とが対等の立場で話し合い、それぞれの要求を出し合う中で、憲法や教育基本法のほうで示された教育がスムーズに行われるような環境・条件をつくり出すための自主的な組織が必要です。それがPTAだったはずだと私は思っております。

そのようなことに関しまして、教育長さんの再答弁をお願いします。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） ちょっと趣旨を余りよく理解できませんでしたが、伊藤議員おっしゃるように机上の空論ではだめだと思いますので、足しげく学校の現場で語りながら、先生方と一緒にやっていくのが教育委員会ですし、学校評議員もそうだと思います。

そして、町長がいつも申しておりますが、チームで頑張ろうということで、PTAも、そして学校評議員も、そして教育委員会も、いろんな立場で自分の分担をわきまえながら、情報共有をしながら子供たちのために今頑張っているところなので、今後もそのことを進めていきたいと思っております。

○議長（立川良一君） 伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） いろんな委員会がありますが、やっぱり教育委員会、学校評議員会、PTAも現実には事後承諾報告のみに終始して、教育行政の補完機能ではないかと、そんなようなことを感じております。中には、例えば教育委員の先生がほかの公共団体等で勤務してみえるようなことはないか。そんなことやと、良心的な務めができないのではないかと、そのようなことも思っております。学校の勢いが地元地域の活況につながるとも言われます。先生方も地域に目を向

け、町民の方たちとの交流も必要なあと、そのように思っておりますが、教育長さんに再度答弁をお願いします。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） 教育委員というのは非常勤でやっています。年齢とか性別とか職業などに偏りのないように、広くいろんな立場から御意見を聞いて御指導をしていただくという立場です。ほかの仕事をしながらかやっていたらというのが通常ですし、その中に必ず保護者を入れなきゃいけないということで、教育委員の中に保護者の方が入っていただいて広く意見を聞きながら教育行政を進めているところでございます。

○議長（立川良一君） 伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） 現メンバーの中に、他の市町村の公共のそういうところへお勤めになってみえる方は北方町にはおられませんか。

○教育長（西原 朗君） 見えます。

○6番（伊藤経雄君） そういう方は、素人考えで言うと、やはり勤務時間中に事があった場合に緊急に会議を設けることもできんし、限られた範囲の行動でしかできんように個人的には思っておりますが、そういうようなことはございせんか。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） 教育委員さんは、そういったお仕事をしてみえますが、緊急の場合はそちらを置いてこちらのほうへ来ていただくという状況ですし、議会でも承認をしていただいております。それから、今一生懸命やっておっていただいておりますので、何ら問題はございせん。

○議長（立川良一君） 伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） 法律的には、常勤職員との兼務はできないという法律が決められているというように聞いておりますが、その点は教育長さんは御存じですか。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） 教育委員さんは、常勤は私でございまして、あと残りはみんな非常勤でございます。これは、全て議会で承認をしていただいて構成をさせていただいておりますので、御理解をください。

○議長（立川良一君） 伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） いまいち質問が悪いかと思いましたが、他の公共団体にお勤めになってみえる、そこで常勤勤務をされているような方は。

○教育長（西原 朗君） それはいません。

○6番（伊藤経雄君） わかりました。

いずれにいたしましても、北方町で、例えば先月行われました「時の太鼓」とか、そういう催しがありましても、残念ながら教育委員の先生方は一回もお顔を見たことがないですね。やはり北方町で教育にかかわる、またそういう文化系にかかわるようなときに、全てに出席というわけやないんですけど、学校の先生を含めてどうも地域で顔が見えないというようなことを感じてお

ります。学校の勢いが地元地域の活況につながるとも言われます。先ほど申しました、先生方も地域にもっと目を向けて、町民の方たちとの交流が必要ではないかと、そのように思いますが、いま一度教育長のお考えをお聞きしたい。

○議長（立川良一君） 伊藤議員に申し上げますけれども、再質問の回数が大変多くなってきておりますので、一応3回ぐらいで終えるようになっておりますので。

○6番（伊藤経雄君） もう最後になります。はい、わかりました。

何か、もし答弁がありましたら。

○議長（立川良一君） では最後、教育長。

○教育長（西原 朗君） 時の太鼓のお話が出ましたのでお話しさせていただきますが、学校現場も、幼稚園、保育園、そして小学校3年生の子と一緒に踊りを踊っておられたりとか、大変協力的で、地域の行事に積極的に参加しようという思いでおりますし、教育委員さんも極力いろんな場に顔を出していただいておりますので、今、伊藤議員がおっしゃったようなことはお伝えしますが、精いっぱい頑張っていると思いますので、これを続けていきたいと思っております。

○議長（立川良一君） 伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） 教育のまち北方町が、人間都市、公園都市というようなことを言われます。ぜひ教育都市の実現も期待しております。以上です。終わります。

○議長（立川良一君） 次に、鈴木浩之君。

○4番（鈴木浩之君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、町民感覚に基づいて一般質問を行ってまいりたいと思っております。

今回は、2つの項目について一問一答方式でお尋ねをさせていただきますが、まず1点目、北方町庁舎等管理規則についてであります。

この神聖な議場を初め、役場、庁舎等の管理については、その保全及び秩序の維持を図り、公務の円滑な遂行を期する目的で、昭和48年8月22日、規則第10号に制定されております。ところが、これに反して、職員の職務時間中に特定の議員が特定の政党機関紙を職員の机上への配付や自席での集金をしている行為を何度も見てまいりました。この行為は、庁舎を訪れた町民からも疑問の声が寄せられておりますが、一般家庭とは違う公務の場で、なおかつ職務の公正・中立性が求められる庁舎内等でのこの行為には、当然管理規則に基づいた手続が必要であるとのことから、調べてみますと、このような商行為は、物品の販売許可申請者としてヤクルトの販売、どんぐり村福祉工場と言いますが、パン、クッキー、ケーキの月1回程度の販売、また生命保険会社が啓発イベントとして年2回ほどの営業活動、そのほかネクタイ販売等の問い合わせが時々あるということがわかりました。

さらに、庁舎内等での営利活動許可について、物品販売等を行う場合は、原則として次の条件を満たす場合にのみ許可しているということで、1. 12時から13時までの間のみ、2. 食堂のみで行う、3. 庁舎等、使用許可申請書を事前に提出するとなっておりまして、そのほかの事例として、ヤクルト販売及び生命保険のセールスは毎年度初めに1年分の使用許可申請書を提出させ

るほか、事務室内に入るときは必ず職員に声をかけるよう指導しているとのことであります。また、2階食堂内の飲料自販機においては、平成20年から庁舎設置自動販売機仕様に基づき販売業者に使用申請を出させた上で設置している。その他として、毎月1回「ギャラリーこまき」で補聴器販売の使用申請があるそうです。

このように、庁舎内等で行う営利活動については、おのおのが北方町庁舎等管理規則を遵守し、手続を経て、許可を受けた上で行われております。

ただいまお尋ねをしております特定の議員による職員への配付や集金の行為も、ただいま申し述べた営利活動と様相が同じであろうとの思いから、担当所管に確認をしましたが、手続は一切されておらず、販売許可申請者としてのリストアップはなされていないとの答えでした。しかし、私は現認しておりまして、矛盾を感じる中で、事実確認をするために庁舎内等管理職の方に任意での無記名アンケートの実施に御協力をお願いいたしました。もちろん職務時間外、庁舎外でのお願いをいたしまして、回収は郵送による方法をとらせていただきましたが、その結果として、まず回収率は89%。「特定の議員から庁舎内で政党機関紙の購読勧誘を受けたことはありますか」との問いに、「ある」が86%、「ない」が14%。「現在購読していますか」には、「している」80%、「していない」が20%。配付の方法については、「自席に配付」が95%、「その他」5%。購読料の支払い方法は、「自席で集金」が100%。購読開始のきっかけについては、「特定議員からの勧誘で断れなくて」が72%、「友人、知人からの紹介」11%、「その他」17%。今後については、「引き続き購読する」が12%、「勧誘を受け購読しているが、今後はやめたい」88%という数値が結果としてわかりました。

このように、管理職の大半が庁舎内等で特定の議員からの勧誘を受けて政党機関紙の購読をされている事実を確認できましたが、アンケートの結果に基づき、再確認として言えることは、職務時間中における特定議員のこの行為は、庁舎内等における営利活動の申請手続もなく、許可も受けていない上での行為であり、明らかに北方町庁舎等管理規則を無視した、議員としての政治倫理基準の遵守をも怠るものであると言わざるを得ませんが、庁舎管理者として、この実態をいかが受けとめられるでしょうか。

勉強足らずで申しわけございません。まして専門家ではないのでわかりませんが、条例を制定するほどのレベルではないから規則なんでしょうか。その中で、議員には手続が免除されるような特権でもあるのでしょうか。何度も管理規則に目を通しましたが、いずれにもそのような文言はありません。肝心なことは、偏りがあってはならないということでもあります。ごく一般的な考え方なら、庁舎外や職員各位の自宅に出向いて勧誘をされ、購読契約を結び、各戸配付を行っているのであれば、個人の思想や信条に基づくものであり、特段の問題はないところではありますが、事、庁舎内等での営利活動行為については、庁舎等管理規則を遵守し、手続を得た上で行うべきであると考えがゆえに、お尋ねをしているところであります。

今、地方議会の中で、神奈川県川崎市、鎌倉市、座間市、逗子市、福岡県うきは市の各議員がほぼ同様の内容で一般質問を行い、それぞれの首長に所信を問うておりますが、鎌倉市において

は、今年度より職務の公正・中立性について疑念を持たれないようにしたと説明の上で、庁舎・執務室内での禁止行為と決めております。倫理的観点から、鎌倉市長におかれましては賢明な御判断をされたと思いますが、時代はまさに旧来の陋習を破り、改善・改革の流れがつけられているときであります。

庁舎内等で活動する議員はもちろんのこと、全ての職員が襟を正して職務に当たらなければと思いますが、庁舎管理者として、私が率直に申し述べたことにつきましては寛容に受けとめていただき、北方町庁舎等管理規則に基づく御判断のもと、早急に適正な対応をおとりいただくべきと考えますが、いかがでしょうか。庁舎管理者であります町長の所信を求めます。

1回目の質問を終わります。

○議長（立川良一君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 庁舎内における職員への政党機関紙の配付について、庁舎管理者としての対応方についての御質問をいただきました。

実は、これは率直に私の心情を申し上げて、ぜひ議員各位の御理解をいただきたいと思うわけですが、この問題は議員の倫理観、あるいは道徳観、またあるいは理性の問題でございますから、当該議員が理性を持って自重していただくのが基本的なこと、つまり良識ある行動だというふうに思っておるところでございます。それでもなお、かかるような行為があるということになりますれば、まず第一義的には議会の責任においてしかるべき処置をしていただくのがよろしいのではないかとこのように思っております。しかし、庁舎管理者としての対応を今問われておるわけでございますから、具体的な対処方法をとらなければならないのではないかと、あるいは管理責任上、毅然と私自身がしなければならないのかなど、こんなふうにも思っておるところでございます。

しかし、私としては申し上げるまでもなく、役場は公務員の職場でございます。さらに、公務員たる職員は、政治的中立を守るようにという法により厳しく制限を受けておることから、御承知のとおりであろうと思っております。したがって、この立場は、逆にいいますと職員は政治的中立の立場を保護されておるわけでございますから、議員といえどもそれを職員に犯したり、強要をしたりするってことは許されないのではないかとこのように思っております。つまり、役場は政治活動の場ではありません。そうした政治的に最も中立・公平でなければならない斯界に議員が政党機関紙を大量に配付をされる行為は、一般町民の感情からばかりでなく、その倫理上、道徳上から見ても、決して好ましい状況ではないと判断をいたしておるわけでございます。

したがって、私は町長として、当該議員に限らず、ここにいらっしゃる議員各位に政党機関紙などの政治色の強い印刷物の購読や、あるいはパーティー券などの職員への勧誘は厳に慎んでいただきたいをお願いを申し上げたいと存じます。政治活動の自由も、主義主張の自由ももちろん大切でありますけれども、相手の立場と自分の立場を十分考えて行動をしていただくようお願いをしたいと思っておるわけでございます。願わくば、今のような状態で個を自重をしていただくことが一番いいことで、それでもなお職場内で新聞等が配られるということになりますと、私

も立場上、この庁舎の管理規則に基づいて厳しい対応をしなければならないと思っております。そういうぎすぎすした職場環境をつくらないために、どうぞ今申し上げました私からのお願いをお聞き届けいただいて、各議員が自重をしていただきますようお願いを申し上げたいと思いません。

○議長（立川良一君） 鈴木浩之君。

○4番（鈴木浩之君） ありがとうございます。

倫理観、道徳の御答弁から始まりまして、良識を持っていただいて、私も含めた全議員に対して、庁舎内における行動についての自重を求めるということでございますので、これはごもっともなお答えだと思っております。

一昨日の議会改革推進委員会におきまして、同様の内容につきまして、一旦リセットをして白紙に戻すということを決めました。これは、もちろん倫理観に基づいて特定の議員にやっていたことになりましたが、あくまで今私が一般質問として町長にお尋ねをしておりますのは、管理規則についてお尋ねをしておりますので、ただいまの町長の、まず第1段階と申しますか、ステップの初めとしてはお願いというお答え。それで、もしなおということであれば管理者としての規則に基づいた御判断をいただけるということでございますので、これ以上、私も言う部分はございません。あくまで、お答えをいただきましたことで承知をさせていただきますので、その形でよろしくをお願いを申し上げたいと思いません。

それでは、2点目に移ります。

2点目の質問でございますが、お尋ねするタイトルといたしましては、全国で一番面積の小さな自治体、富山県の舟橋村と、同じく10番目の北方町で災害時相互応援を含めたコンパクトタウン110友好交流を目指す考えはということでお尋ねをさせていただきます。

同じく町長にお尋ねをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

歴史上の御縁がもととなり、民間交流から始まった高知県宿毛市と北方町とのおつき合いは、去る平成25年8月22日、宿毛市において友好交流協定の締結式が開かれ、住民間の総合交流、産業や観光の振興、歴史・文化の交流、そして災害時の相互応援と、多岐にわたり両首長による協定書への調印がなされたことは既に周知のとおりであります。また、締結式後の11月17日には、宿毛市主催第1回産業祭の開催に際し、お招きを受けた室戸町長に随行をさせていただき、議会選出として井野議員とともに初めて宿毛の地を踏ませていただきました。セントレアから松山経由、レンタカーで宿毛市への行程でしたが、今でも記憶に残っておりますのは、とにかく遠いところだったなという第1印象でありまして、北方様の菩提寺であります妙栄寺へ参詣させていただきましたとき、私には想像すらつかない北方からの命をかけての長い長い旅であったんだろうなと、つくづく感じ入ったことを覚えております。また、観光の目玉であります「だるま夕日」を、水平線に沈む寸前でしたが拝観できたこと、今後の相互交流の中で再び足を運ぶことがあるかもしれませんが、いま一度自然現象が織りなす神秘的な夕日を拝みたいなど思っているところであります。

さて、本日お尋ねをさせていただきますのは、お隣、富山県のほぼ中央に位置する県内唯一の村で、行政面積が3.47平方キロという、全国1,740余りの自治体の中で一番小さいコンパクトな舟橋村との友好交流を、災害時相互応援も含めた上で目指していくお考えはないか、お尋ねをいたします。

去る2月1日付の岐阜新聞に、県内で最も狭い北方町の面積が全国1,749市区町村の中で10番目に小さいことがわかったとの記事には、既に町民の皆さんも御承知のことと思いますが、関連して、香川県宇多津町議会の呼びかけで、2009年に始まった全国の面積が小さい町の議員同士が持続可能な町のあり方を考える「全国コンパクトタウン議会サミット」の名称で組織されている会合でございますが、人口の変動など、時代に合う効率的な都市コンパクトシティーの理念をまちづくりに取り入れようと企画され、本町も含め全国にある94の面積20平方キロ未満の町村が対象で、子育て、高齢者、防災、広域行政、そして議会改革などの重要性をテーマに意見交換を行い、諸課題を議論し、ともに知恵を出し合いながら、「小さくてもきらりと輝く頑張るまち」を目指すという趣旨で、現在まで5回のサミットが開催され、2012年2月に岐南町で開かれた第3回サミットには、本議会から私も含めて5名の議員が参加をしたところであります。

お尋ねしております舟橋村との友好交流においても、この全国コンパクトタウン議会サミットの趣旨が根本にございますが、全国で一番小さい舟橋村と10番目の北方町との数字の語呂合わせであります。仮称であり、「コンパクトタウン110舟橋・北方友好交流協定」という名称を頭に浮かべながら、私の思いに賛同をいただきました井野勝己議員と、去る5月26日に舟橋村へ往訪し、村議会の前原議長さん、山崎副議長さん、そして田中事務局長さんに趣旨を伝えながら懇談をさせていただきました。

舟橋村から富山市中心部まで約8キロ、電車で13分、車で20分、そして役場を中心に半径1キロ以内に全ての公共施設が配置されている概況や、この20年間で人口倍増の経緯、その人口増加に伴うまちづくり施策として住民の交流の場、各種団体の活動拠点であり、子育て支援活動施設としての舟橋会館の概要説明。そして、当日は休館日のため、見せていただくことはできませんでしたが、富山地方鉄道越中舟橋駅舎と一体となった村立図書館、ここは平成10年の開館以来、住民1人当たりの貸出冊数が年間50冊以上で、日本一とのことでした。また、生活環境と暮らしの調査として住民の健康状態と生活ニーズの把握、村独自の健康に関する地域的要因の把握を目的に二十以上の全住民に対しアンケートを行うなど、健康における課題とも向き合うソフト面の施策についての話も伺いました。

本年4月1日現在の人口は3,062人、世帯数995、平均年齢39歳、持ち家率は90.8%で、富山市のベッドタウン化がさらに進んでおり、今後も人口の増加が見込まれております。宿毛市のような歴史的な御縁は見当たりませんが、本町から車で東海北陸道を利用し、所要約3時間のアクセス、また気象庁のデータであります推計振動分布図においても、過去10年以内に震度5弱以上を観測した地震は平成19年3月25日の能登半島地震（マグニチュード6.9）だけで、舟橋村は4.1の揺れでしたが、地震大国の中でも少ない地域であり、多くの若い子育て世代が転入し、定住す

るに至る一つの要因とも思われます。また、役場庁舎内も御案内いただき、議場等を拝見させていただきましたが、少し風変わりだったのは土足禁止で、玄関にてスリッパに履きかえるシステムを取り入れていたことでした。

以上のように、まだざっくりとした思いだけの話ではありますが、友好交流について、あちらの議長さんは、「議会に前向きに諮ってみます」、副議長さんも、村長さんに「懇意とのことで、必ず伝えておきます」とそれぞれ明言をいただき役場庁舎を後にいたしました。私は、コンパクトタウンの最大の利点は、住民サービスがやりやすいこと、子育てや福祉、防災など総合的な施策ができ、意思決定が迅速であり、そして住民とともに地域がつくりやすいことではないかと感じておりますが、先ほどの全国コンパクトタウン議会サミットの中での岐南町におかれましても、お互いに「小さくても、きらりと輝くまちづくり」を目指す趣旨に基づき、香川県宇多津町や京都府久御山町との災害時相互応援を含めた友好交流協定を結んでおります。

近い将来、必ず起きると言われている東海・東南海地震を初め、万が一の災害発生時の際には、本町も、今年3日、新たに岐阜市の平野総合病院、岐阜中央病院との救護病院指定に関する協定を締結されたように、住民の安心につながる意味合いの観点からも、生活環境的に類似していると思われる舟橋村との友好交流を今後進めてみてはいかががかと考えておりますが、町長の所信をお聞かせいただきますよう、よろしく願いをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（立川良一君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 議員には、前向きで具体的な御提案をいただきました。ありがとうございます。

ちょっと思い起こしてみますと、今、私どもと友好交流協定を結んでおります高知県宿毛市の交流が協定締結までに至りました経過においては、皆さんも御承知のとおり、議員として安藤議員が大変渉外活動を熱心に進めていただきまして実を結んだという経過があるわけでございまして、今回、鈴木議員が富山県舟橋村との同様な目的を持って御訪問された由をお聞きいたしまして、私どもの町の議員の皆さん方が、北方町の将来的な発展をいろんな形で心にとめていただいておりますことを、大変うれしく、ありがたく思うところでございます。

宿毛市との交流協定のときもお話を申し上げましたが、自治体ごとの交流で大切なことは、1つは、相手の自治体が北方町を必要としているかどうか、また逆に北方町にとって舟橋村は必要かどうかという問題でございます。2つには、単に両自治体のリーダーたちが理解して交流するのではなくて、そこに住む民衆の全てが理解ができるかどうか。つまり、民衆同士が連帯を深めながら交流ができるという友好協定でなければならんと思っておるわけでございます。3つには、議員御指摘のように、災害時の相互応援が可能かどうかということが必要条件になるのではないかと考えております。

お聞きをいたしますと、舟橋村は県と富山市から8キロと近く、全域が平たん地でベッドタウンとして発展をしておるということでございまして、大変本町とも姿・環境が類似しておるので

はないかと思う次第でございます。この場で即答はできませんけれども、今後、お互いにフランクに温かく謙虚に、しかし誇り高くおつき合いのできる関係が村と町との間に構築ができれば、そして願わくば宿毛市の例のごとく、議会の皆さんが中心になって、民間を巻き込んだ住民の共鳴に支えられた友好交流へと発展ができればと思っておるところでございます。これから私どもも研究をさせていただきますが、申し上げましたように、ぜひ議員の皆さん方も積極的に方策を探っていただけましたらありがたい。

そして、お話がございましたように、災害が起きる確率というものが非常に高いわけでございますから、こういう時代であるからこそ多くの市町村と交流関係をしっかりと結んで、お互いにいざというときには助け合う体制を構築していくことも防災対策としては重要ではないかと思っておる次第でございます。

○議長（立川良一君） 鈴木浩之君。

○4番（鈴木浩之君） ありがとうございます。お尋ねをしたポイントポイントごとに御答弁をいただきました。町長のおっしゃるとおりでありまして、考え方としては前向きなお答えをいただいたというふうに承知をしておるところでございます。

きょうは事務局にうっかり置き忘れてきてしまいました。舟橋村のほうで、帰り際に村の広報の資料として一つのDVDをいただいてまいりました。また、後ほど町長にお届けさせていただきますけど、題名が「ちっちゃな舟橋村」というDVDでございまして、舟橋村を愛する住民らの出演によって村の歌に合わせた誰もが覚えやすい健康体操的な振り付け、踊りのようなものが収録されておるんですが、たまたまこの中に2人の競輪選手が映っておりまして、個人的に確認をしますと、1名が舟橋の村民であるということがわかり、偶然にしても、以前、私も競輪選手をしていたことから一層の親近感が湧いたところでございますが、また村の行事といたしまして、8月の第1土曜日にはふなはしまつりというイベントが開催されるそうで、今後の進捗状況の中で、またタイミングがよければ、駅舎と一体の図書館や各公共施設の視察・見学とあわせて再度往訪してみたい気持ちと同時に、本町の未来タウン北方ふれあいまつりですとか、みなみ子ども館などの視察にも来庁していただけるようになればありがたいことと思っております。

町長も答弁の中で言うていただきましたが、お互いの相互扶助の理念と町長の信条であります人間都市、公園都市に基づいて、舟橋、北方双方にとって最良の合致点が見出せるよう、そして暮らしやすいまちづくりにつながる友好交流が結べるよう、私も最大限努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞ今後も、町長におかれましては、何とぞ御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（立川良一君） 休憩をします。3時から再開をいたします。

休憩 午後2時47分

再開 午後2時58分

○議長（立川良一君） それでは再開をいたします。

次に、日比玲子君。

○10番（日比玲子君） 一問一答形式で質問したいと思います。

6項目にわたって質問をいたします。

まず初めは、緊急の地震速報についてであります。

6月5日午前10時15分、町はJアラートの試験放送が行われました。試験放送と無線で流すことは、広報「きたがた」の6月号に載っていました。しかし、多くの町民からは突然のことでびっくりという声が寄せられています。また、北方広報の声は小さく、何を言っているかわからなかったと言われました。町の防災無線のどこが故障していたのか、やっぱりこれはきちっと説明をするべきだと思います。

Jアラートだけではなく、北方町の防災無線が聞こえづらいといろんなところで言われるわけですが、防災無線に費用をかけて整備をしていると思いますが、どうしたら全町民に聞こえるのでしょうか。試験放送でさえまともに町民に伝わらないので、実際、地震が起きたときに町民の安全は守れるのでしょうか。そのことについて質問したいと思います。

○議長（立川良一君） 後藤庁舎建設・防災担当課長。

○庁舎建設・防災担当課長（後藤 博君） 議員御質問の緊急地震速報についてお答えしたいと思います。

6月5日の緊急地震速報伝達試験では、機器設定の不備により、訓練放送である旨のアナウンスが流れずに緊急地震速報が放送され、町民の皆さん、関係者の皆さんに多大な御迷惑と御心配をおかけしたことを深くおわび申し上げます。今後は、手順、機器の点検等を徹底し、再発防止に努めてまいりますので、御理解いただきますよう、よろしく申し上げます。

さて、防災行政無線は町全域をカバーするようにスピーカーが配置されておりますが、気象条件や住宅の気密性が向上した住宅がふえている中では、聞き取りづらいことがあることは、これまでも答弁させていただいておるところであります。そのため、今後の対策といたしまして、大きな災害の発生時には通常の放送とは差別化を行い、サイレンを鳴らし、音量レベルを最大に上げて何回も放送することで、町民の皆さんに非常時であることを周知してまいる予定であります。そして、自宅の窓をあけたり、みずから放送内容確認電話サービスにて確認をしていただくようお願いをしております。また、そのほかにエリアメールによる緊急情報のメール配信や広報車による広報、ホームページへの掲載など、情報伝達手段の多重化により情報伝達を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をよろしく願いいたします。

○議長（立川良一君） 日比玲子君。

○10番（日比玲子君） 今、答弁をいただきましたけど、防災無線についてであります。これは過去にあったんですが、男性の方で、2回というか、きょうやって、例えば翌日やった、ゆっくりの人がいたわけですね。あれではわからないという意見がすごく多くの町民から出ていますので、ぜひこれから、私たちもそうですが、アナウンスの仕方とかなんとかということはやっぱりきちっと、勉強といたら失礼かもしれませんが、やってほしいと思います。

次は、放射線の線量計を計測していただきたいということで、質問したいと思います。

2011年3月11日、東日本大震災が起き、その際、東京電力の福島第一原発で過酷事故が発生をいたしました。原発からの放射能によって多くの方々が故郷を離れ、避難することになりました。いまだに避難をされている方もいらっしゃるわけです。

さて、この地域は福井を初め、若狭湾は原発銀座と言われて、14基の原発があります。私たちの地域は、そこから近い距離にあります。2012年3月、関西電力の美浜原発の近くの水晶浜から飛ばされた風船がわずか2時間後に岐阜県に到達をし、しかも発見された風船の9割は岐阜県でした。事故が起きれば、私たちが甚大な被害を受ける可能性が大きいことを改めて確認をされました。私たちは、岐阜県の場合ですが、年間1.19ミリシーベルトの自然放射を受けていると言われています。しかし、原発からの放射能はこうした外部被曝とは異なり、空中に大量に放出された放射性物質が体内に取り込まれて起こる内部被曝で、自然放射線とは比べ物にならないような深刻な影響を受けます。町では、福島原発の事故後、線量計を買われました。私が見たときは、まだ箱の中に入っていました。大事にしまっておくのではなく、常日ごろから町内の放射線量を測定していくことが大切ではないかと思います。取り扱いになれておくことは、いざというときの備えにもなりますし、何かあったとき、ふだんよりどの程度高いのかもわかると思いますので、線量計をしまっておくのではなくて、きちっとはかることについては、どうでしょうか。

○議長（立川良一君） 後藤庁舎建設・防災担当課長。

○庁舎建設・防災担当課長（後藤 博君） それでは、放射線の線量計についてお答えしたいと思います。

去る平成24年9月に県が発表した放射性物質拡散シミュレーションは、県境から約25キロの位置にある敦賀発電所において、福島第一原子力発電所事故と同様の放射性物質の放出が発生したと仮定した場合における本県への影響を科学的手法により行ったものであります。その結果を踏まえ、県はモニタリング体制の強化を図り、敦賀発電所に最も近い揖斐川町を初め、県内11カ所で空間放射線量を測定しております。近隣においては、さきのシミュレーションでも同一の状況となる岐阜市の下奈良にございます県の防災交流センターに設置がなされています。

放射線量は、屋内退避、避難などの目安となる基準値であり、その値に達しているかどうかを確認するためのものであることから、平常時における観測につきましては県のモニタリングで十分ではないかと考えております。ただし、原子力災害が発生、または発生するおそれがある場合においては、町民の皆さんの不安を解消するための一つとして、町が所有する放射線測定器の活用をしたいと考えております。日ごろから定期的に動作確認をするとともに、複数の職員が利用できる体制の強化を図ってまいりますので、御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（立川良一君） 日比玲子君。

○10番（日比玲子君） 今、答弁をいただきましたけど、県でモニタリング調査と新聞には載っていますけれども、北方町が一体全体幾らあるかということとはわからないわけですね。何で岐

岐阜が全体的に高いかといえ、土岐市かどこかにそういうことがあるということではちょっと高目になっているんですが、私は、町民に知らせなくてもいいので、先ほどのJアラートの機器のことと一緒に、常に調べておけば、いつ何かあったときにちゃんとやれると思うんですね。そういうことをこれからやるということではありますが、一体全体いつごろからやるのか、ちょっと答弁いただきたいと思います。

○議長（立川良一君） 後藤庁舎建設・防災担当課長。

○庁舎建設・防災担当課長（後藤 博君） これについては、もう既に、箱に入ったまましまっておるのではなく、今現状は私の机の上に置いてありますけれども、複数の職員で測定の方法であるとか、そういったことをすぐにでもやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（立川良一君） 日比玲子君。

○10番（日比玲子君） では、すぐにやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次は、防災ハンドブックとハザードマップについてであります。

町の防災ハンドブックやハザードマップによりますと、避難場所は16カ所、防災備蓄倉庫は各エリアごとに、1つ足りないですが、一緒になっているところで4カ所、耐震性の防火水槽は9カ所で500トンの水を防災のために使うということで水槽がつくってあります。ハザードマップは、長良川、伊自良川が100年に1回、糸貫川、天王川が50年に1回程度起きる大雨に増水し、堤防決壊などがあった場合の浸水の可能性を示しています。また、地震については、南海トラフ巨大地震の場合は震度が6弱、養老・桑名・四日市断層帯による地震の場合は震度6弱と6強、または直下型地震の場合も同様の震度が想定されています。北方町は、東南海・南海地震の防災対策推進地区に指定をされています。現在、避難所として指定されている施設は、それぞれ町の建物とはいえ、ふだんは学校や保育園などです。ハザードマップは、原則として避難勧告発令時に開設すると書いてありますが、具体的には誰が管理・運営するのか、またどのように行うかといった詳細は不明です。

そこで、例えば避難所開設マニュアルのようなものを作成されてはどうかということ、また今回作成された防災ハンドブック、ハザードマップはコンパクトに要点をまとめられていますが、町内が同じ被害ではなく、それぞれの地域ごとに被害の特徴は異なります。例えば同じ地震の被害でも、商店街の家が密集する地域は地震による家屋の倒壊や火災が心配です。また、南の地域は液状化で水没ということも起こる可能性が高い地域であります。ハンドブックの配付だけではなく、町として地域ごとに説明会や学習会、私もいろいろ聞いてきました。そして、町政の懇話会でも話がされたそうではありますが、学習会をやって、本当に北方町についてもうこれ以上ないというような方向に持って行っていただきたいと思っております。防災に対する基本的な心構えと準備、その地域で想定される被害や対処方法を学んでおけば、いざというときに役立つのではないかとありますが、どうでしょうか。

○議長（立川良一君） 後藤庁舎建設・防災担当課長。

○庁舎建設・防災担当課長（後藤 博君） それでは、防災ハンドブック、ハザードマップについてお答えしたいと思います。

まずは、議員御提案の避難所運営マニュアルについてであります。

今年度は、地域防災計画の全面改定にあわせ、災害時における職員の初動態勢を見直し、避難所開設に当たる福祉健康班の職員を警報が発表された警戒態勢時から待機をさせ、非常時には遅滞なく避難所を開設できるよう、体制を整えておるところでございます。今後、早期に避難所運営マニュアルを整備し、さらなる体制の強化を図ってまいりたいと考えております。そして、今後は自助、共助として、住民による避難所の運営ができるような取り組みも検討してまいりたいと考えております。

もう1点の御質問である、防災ハンドブックの説明会、学習会についてであります。ことし5月の中旬から開催しました町民対話集会の中で、防災ハンドブックの活用を目的とした防災に関する説明を全8会場で実施したところであります。また、今年度は岐阜大学の高木教授の御協力のもと、第1、第5エリアの地域の方を対象に、町民の皆さんが訓練をつくり上げる自主防災訓練づくり支援事業を実施し、このテキストとして防災ハンドブックも活用する予定であります。これは、7月、9月と地域ごとの災害を考える機会を設け、10月の訓練につなげてまいります。学習会につきましても、社会福祉協議会による防災ボランティア講座、地域福祉啓発事業として災害を体験された方のパネルディスカッション、生涯学習センターによる小学生を対象とする防災教室など、あらゆる機会を捉えて防災に対する意識を高める取り組みを実施し、テキストの一つとして防災ハンドブックを活用して、町内の地域防災力向上を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（立川良一君） 日比玲子君。

○10番（日比玲子君） 1つだけ質問をしますが、例えば避難所、地震があったとか、あるいは先ほど出ています原発の過酷事故があったときに、いまだに北方の小学校が体育館を常に避難される方が使っているわけですね。夏休みはいいけれども、学校が始まったらどうするのかということで、そういう割と細かい開設マニュアルをお願いしたいと思いますので、どうでしょうか。

○議長（立川良一君） 後藤庁舎建設・防災担当課長。

○庁舎建設・防災担当課長（後藤 博君） さきの東日本大震災においても、長期間避難が重なるということで、各学校においても避難された方をどういった格好で扱っていくのかということが問題になっております。そういった前例も踏まえまして、この改定も含めて避難所運営マニュアルですね。最初は完璧なものではないかもしれませんが、随時見直しをかけながらつくってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（立川良一君） 日比玲子君。

○10番（日比玲子君） では、よろしく願いします。

これは、ある校長さんが言いましたので、よろしく願いしたいと思います。

それから次は学童保育についてであります。2012年8月、国会で子ども・子育て関連3法が可決をされました。子ども・子育て支援法が新たに制定をされ、学童保育が位置づけられている児童福祉法の改定も行われました。これを受けて、市町村も学童保育の基準を条例で制定することになりました。これは、6月議会や9月議会でやれということですが、北方町はどうするのかということが一つまずあります。

それで、共働き、ひとり親家庭がふえている中で、学童保育を必要とする家庭がふえています。新たにできた子ども・子育て支援法で学童保育はどう変わるのでしょうか。子ども・子育て支援法では、1つが、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業に学童保育を位置づけ、市町村の実施責任を強化する、今まで曖昧であったわけですが、2番目は事業計画の策定を義務づける、3番目、学童保育への補助金は、その事業計画に基づいて支出される交付金として出される。今、町では、国、県が3分の1ずつ、町も3分の1を出して、あと親さんが出しているお金で賄われています。それから4番目、市町村に子ども・子育て会議を設置し、事業計画や推進方策などを検討する。5番目、指導員の処遇の改善を図る。それから6番目、対象年齢を、今小学校3年生までだそうですが、これを6年生まで引き上げることはどうか、この質問をしたと思います。

上記のようなことが、今度の子ども・子育て関連3法で決まりました。北方町はどうなっているのかということですが、学童保育は、北方町では、現在、西小、北方小、南小の3校で行われていて、定員をふやしましたので定員は今153人で、いずれもほぼ満杯、定員いっぱいのものであります。対象は小学校3年生までですが、法律では小学校6年生までとなっています。今後、町はどのような施策を考えておられるのか、お尋ねをします。

また、土曜日開設はどうされるのか。保育所は延長が7時までですが、学童でも7時まで延長を考えられないのか。それから学童の保育料を、今5,000円で延長した場合は1,000円いただいています。その減免についてはどうなのか、このように質問したいと思います。

○議長（立川良一君） 有里教育課長。

○教育課長（有里弘幸君） それでは、学童保育について答弁をさせていただきます。

まず学童保育、放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づいて、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している、おおむね10歳未満の放課後児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。昨今、労働環境、家庭環境の変化に伴い、学童保育を希望される保護者は年々増加しております。この声に応えるべく、現在、町では3つの小学校全てに学童保育事業を展開し、勤労世帯の就労援助を図りつつ児童の健全育成に努めているところであります。

さて、議員から御提案のございました対象児童の引き上げについてですが、現在、学童保育事業実施要綱では、第11条において1年生から3年生としているものの、定員に余裕が生じた場合は4年生以上の児童をも含むものとして規定をしております。つまり、6年生でも対象として事業を実施することを可能にしているわけでございますが、実態といたしまして、基本の1年生か

ら3年生の児童の学童保育希望者数が相当数いらっしゃることから、それぞれの児童会での定員いっぱいまでを占めており、少数ながら待機児童が発生するなど、高学年の児童まで対象としてできておりません。これは、事業規模に応じて指導員及び補助員を適正に配置することが義務づけられているためですが、今年度より、学童保育事業費においてそれぞれの学校においての指導員さんたちの増員に対応するための予算をお認めいただいたものの、担い手が確保できないというのが現状でございます。議員におかれましても、報道等で御承知のこととは存じますが、国の労働政策等により、どの業界でも働き手を確保するのに苦慮しているところであり、学童保育事業においても同様の現象が起こっております。つまり、お引き受けをしたくてもできない状況にあるということでもあります。

続きまして、土曜日の開設についてであります。

土曜日における学童保育の開設ですが、現在は希望者数が少ないことから、月に1回、第3土曜日に3つの小学校の利用希望者を北方西小学校に集めて開催をしています。今現在4名の利用しかなく、保護者会を開催した際にも、こちらを拡充してほしいといったような声を聞いてはおりません。家庭における教育の充実を図るためにも、少しでも保護者と触れ合える時間を確保していただくことが児童にとっても大変必要だと考えております。

続きまして、保育時間の延長についてです。

また、保育時間の延長ですが、昨年の5月の調査によれば、多治見市や中津川市など7つの市と岐南町、笠松町など3つの町の合計10団体が実施をしているようです。お帰りタイムの最も遅い時刻でも午後6時を設定しておりますし、何よりも家庭での教育を充実させていただきたいことから、現在のところ保育時間の延長を実施する予定はございません。

最後に保育料の減免についてですが、要綱第15条において、要保護世帯や準要保護世帯における減免措置を実施しているところであり、また同一世帯から2人以上が利用している場合には、2人目以降は5割相当額を減免措置しているところでもあります。

本来であれば保護者が児童を教育すべき時間帯を、本事業により支援をしているという事業の生活を鑑みましても、受益者に対して応分の負担を求めるのは当然の措置であると考えております。そのため、これ以上減免措置については実施をする予定がございませんので、よろしくお願いをいたします。

○議長（立川良一君） 日比玲子君。

○10番（日比玲子君） 今、答弁をいただきましたけれども、指導員をふやすということではありますが、なかなか人がいないということではありますが、安倍総理大臣は、女性が輝く何とかというをつくっているわけですけれども、実際にいないとなれば、もし指導員をふやしたり定員をふやしたりすると、一時期、宮川教育長のときに定数をふやしたんですけれども、そういうことはありますので、教室と人と、いろいろ確保しないといけないので大変ではないかと思いますが、条例をつくることに対してはどうですか。今度、この子ども・子育て支援法が変わっちゃったわけですから、条例をつくるようにということで、これは言っていないんですけど、6月、9月議

会で町でもやるべきだということを書いてありましたが、どうですか。

○議長（立川良一君） 有里教育課長。

○教育課長（有里弘幸君） 当然、子ども・子育て会議の中でいろんな計画等、御承認をしていただくという形が出てきますので、私どももその条例が必要であるということであれば考えていきたいと思っております。

○議長（立川良一君） 日比玲子君。

○10番（日比玲子君） 今の中で、子育て会議をやるということではありますが、一体どういう方たちを選んで、年に何回ぐらいやられるのか、そして条例ができてくるということになればいいと思うんですけど、どうですかね。

○議長（立川良一君） 有里教育課長。

○教育課長（有里弘幸君） 子ども・子育て会議につきましては福祉健康課所管であります、一応、昨年度より福祉健康課のほうで子ども・子育て会議はもうでき上がっております。年3回ぐらいの会議を開いているということでもあります。

○議長（立川良一君） 日比玲子君。

○10番（日比玲子君） 次、ネット犯罪などについてをお聞きをいたします。

今まで教育に関しては、質問するに当たり、3小学校や1中学校の校長に会っていろいろ話を聞いてまいりました。スマホや携帯などは学校で禁止とのことではありますが、しかし現実には持っているようで、通りがかりに北小と北方中学校の道路のところからちょっとのぞき込んで見ていたんですが、3人の女子生徒が座り込んでスマホをのぞいていじっていたわけです。それからもう1つは、JAのガソリンスタンドの前の交差点で、信号待ちをしながらスマホを使っている姿も見ました。その後、きらりて開かれた青少年育成会議の講演会を聞き、そこで配付された警察庁のチラシや出会い系サイトを利用した犯罪被害者は1,452人となっていました。ネット犯罪は年々増加傾向にあります。新聞にも載っているわけですが、無料アプリやメールを使ったトラブルやいじめ、犯罪、生活習慣の乱れ、援助交際、児童買春、児童ポルノなどの被害に遭っているとのことでもあります。

県内では、関市のPTAが初めて小・中学生の9時以降のスマホなどを禁止するという方針を出されるそうですが、北方町としてはPTAに任せるのか、それとも教育委員会委として何か規制するのか。これだけスマホ、携帯絡みの犯罪が多く、またいじめや不登校の原因にもなっている状況を教育委員会としてはどう捉えてみえるのか、質問したいと思います。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） まずは、議員におかれましては、各小・中学校や関係者にいろいろと情報収集をしていただき、教育に対して関心並びに御援助をいただきましてありがとうございます。

さて、議員御指摘のスマホ等の利用について、教育委員会や学校が規制をかけるということは一切考えてはおりません。それは、ゲームとか携帯、スマホなどは親が買い与えたものです。親がきちんと指導をし、見届けをし、もしうまく使えていないとすれば、親子でルールをつくるな

どしていくのが本来だと思うからです。日比議員もそう思いませんか。

今配っていただく資料ですが、北方南小学校で実はおとつP T Aの役員会がございまして、そのときにP T Aの役員会の中でこんな取り決めをされて、子供やら保護者に夏休み前にやろうとしている内容です。見ていただくと、親子でインターネット通信のできる機器の使用に関するルールづくりということで3つあるんですが、特にフィルタリングをかけることの厳守、そして夜9時以降の使用を控えるというような親子でルールづくりをすると聞いています。それから、北方中学校ですね。P T Aが中心に生徒や保護者へのアンケートをとり、実態をつかんだ上で、何がP T Aとしてできるかを考えていこうとしてみえます。このような動きをあとの小学校にも投げかけていきたいなということを思っております。

しかしながら、スマホの利用に限らず、議員御指摘のような一部の生徒がルールを守れなかったり、人として道徳心に欠ける言動があったりしたときには、学校だけでなく、地域みんなが声をかけ、正しい生き方を促していけたらいいなというふうに思っています。北方の子は、もちろん親が最前線で子育てをしていくのは当然ですが、学校に子育てを押しつけるのではなく、町民みんなで育てていく、そして北方の子をみんなで守っていくと、そういうのを基本スタンスで取り組んでいきたいと思っています。

議員も、質問の最後に教育委員会はどうか考えているのかとおっしゃられたんですが、その言い方は人ごとのように聞こえてなりません。ぜひ責任をなすりつけたり避難をしたりするのではなくて、一緒になってよりよい方向を考えていけたらいいなと思っております。どうかこれからもお力添えをよろしくお願いいたします。

○議長（立川良一君） 日比玲子君。

○10番（日比玲子君） 一番最後のところ、不登校の原因になつたりしている状況を教委はどうか考えているのかということについては、私は小学校、中学校を訪問してアンケートをとったり、それから私が3月議会で一般質問をしたときに、北方中学校で、あれはドコモの女性がインターネットに関するルールとかいろんなお話をされて聞いてきました。人ごとのようにとかいろんなことを言われましたけど、これはちょっとおかしいのではないかと思います。

そして、やっぱりアンケートの結果が出たらきちっと教育委員会に来るとは思うんですけども、私は教育をよくしたいがために質問しているのであって、そういう言い方は失礼だと思いますが、どうですか。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） とともに一緒に北方町を考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（立川良一君） 日比玲子君。

○10番（日比玲子君） とともに一緒に考えていくということではありますが、ではかつて聞いた話をしますが、西小学校の、団地が今もありますけれども、団地の子供たちがチャイムが鳴ったときに帰らないわけですね。それで、子供たちを地域は地域として、学校は学校としてきちっと育

てて、家庭は家庭として育てていかななくてはいけないんだけど、そこの地域の人々が、その子供に対してチャイムが鳴ったから帰れと言えればいいのに、西小学校の校長さんなんか電話して、すぐ飛んでくる、これもおかしいのではないかと思います。下校したら家庭なり地域で育てるということをきちっとその辺が分かれていないわけですよ、今。もうぐちゃぐちゃになっちゃって。家庭教育学級というのがあるわけですが、これも30人定数でもっとふやしてほしいということで、前の教育長にお願いしたらもうふやせないということを言われました。そのメンバーも教育ママ的な人が多いわけですが、来てほしいという人がなかなか来ないという現状もありますので、たったわずか何百人おっても1人か2人かもしれない、そういう現状があります。

そして、6月9日に北中を訪問したら、1人か2人の男子生徒が暴れていて、先生たちが四、五人来ていて、なだめすかしていたんですけども、そういう現状を見ると、先生たちも一生懸命になってみえるのはわかるんですけども、教育とは何ぞや、人をなすということだと思ふんですよ。そして、義務教育であるということをやっぱり考えてほしいと思ふし、またこれは最近聞いた話ですが、ある学校の先生が、もう北中にいるのではなくて、越境入学というんですか、おじいちゃんおばあちゃんが岐阜市とか本巣にいればそこへ越境入学させて岐阜市の学校へ行けと。学校の先生がそんなことを言うたらあかんと思ふんですよ。そういうことを言われたら私に話をしてくれましたけれども、やっぱり学校の先生としてきちっと教育に当たるんやという熱意を持ってやってほしいと思ふます。これは私の意見です。

次は、東山道のウォーキングコースをつくってはどうかということで、北方町では、現在芝原と円鏡寺のウォーキングコースが2つあります。加茂区画整備事業が終わって、町制120周年記念公園が栄町にできています。その後、ここを訪れましたら、東山道についてのことが公園ができた後に書かれていたわけですが、北方町の文化財の観光ガイドブックによれば、加茂町のお地藏様を東進し、それから県農業センター裏までの約2キロが東山道になるそうであります。これは大化の改新（645年）以降、大和を中心とする国の中央集権化が行われて、712年の大宝律令が整うころまでに五畿七道が整備をされ、東山道は畿内と東山道諸国の国府を結ぶ幹線道路であったそうであります。律令時代に設けられた七道の中で、中路とされているのがこの東山道であるそうであります。東山道には30里、約16キロメートルごとにうまやが置かれていたと言われてます。当時は大河に橋をかける技術が発達しておらず、木曾川、長良川、揖斐川と、渡河困難な大河が続く東海道よりも東山道のほうが安全で安心な道だとして使われていました。今では忘れ去られた道でもあり、北方町と本巣市が若干関係しておるのではないかと思います。北方町にはわずか2キロしかありません。畿内から秋田まで続く1,200キロ、これが一番長い道のりだそうあります。古代の歴史に思いをはせながら歩いてみるのもよいのではないかと思います。

少子・高齢化時代を迎え、お年寄りが多くなりますが、二足歩行こそ人間の原点です。健康のため、ぜひこのウォーキングコースを糸貫側まで結んだらよいのではないと思ふますが、このウォーキングコースをつくってはどうかということに対して質問をしたいと思います。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） ウオーキングは、議員のおっしゃるように健康増進には大変効果があり、有酸素運動の中で、町民の中にも多くの愛好者が見えます。

去る5月18日に町民歩け歩け運動、樽見鉄道を使っていったんですが、100人を超える参加者がありまして、その人気もうかがえるところです。

日比議員はウオーキングをされてみえますか。

○10番（日比玲子君） やっていません。前、歩け歩けに行きました。

○教育長（西原 朗君） 今度、一緒にウオーキングに行きたいなと思いますが、ちょっと町内のウオーキングのコースをごらんください。

現在、そのウオーキングコースは3カ所あります。柱本・高屋ウオーキングコースが4キロ、そして円鏡寺ウオーキングコースが2キロ、そして芝原ウオーキングコースが3キロあります。今、日比議員がおっしゃった東山道が実は芝原ウオーキングコースにも少しかかっておるんですが、そんな状況でございます。これを見ていただいてもわかるように、町内をバランスよく配置されておりまして、今のところ新たなコースを増設するという事は考えておりません。

しかし、議員が歴史や文化財に興味を持っていただいて大変ありがたく思うんですが、現在文化財の標柱や説明板、さらには史跡案内看板が町内に何と50カ所ぐらいあるんです。日比議員さんもおっしゃった、歴史に思いをはせながら町内の史跡を散策していただけるような、そんな働きかけを教育委員会も今後も行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（立川良一君） 日比玲子君。

○10番（日比玲子君） 今3つあると言われたんですが、私はきらりの生涯学習センターに行ったら、芝原と円鏡寺の2つだけ下さったんですけど、もう1つはいつできたんですか、その高屋のコースは。お願いします。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） いつからかはわかりませんが、以前からもうありまして、今区画整理をしておりまして、このあたりが今区画整理がされた後、新たに造成というか、新しいコースができるということで、もうずっと前からこのコースはございます。

○議長（立川良一君） 日比玲子君。

○10番（日比玲子君） 前からあったということですが、なぜ私に2枚だけ下さったのかちょっとわかりませんので、このことについてはまた後で聞いてみたいと思います。

東山道ウオーキングコースはつくらないということですが、一応ダブる面もあるかもしれませんが、北方町の歴史、大化の改新、645年といったら古いですよ。そういうところは歴史があるわけですから、やっぱりそういうことに思いをはせて歩くのもいいと思います。結構歩いている人はいますので、ぜひお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（立川良一君） 次に、安藤哲雄君。

○2番（安藤哲雄君） 議長のお許しが出ましたので、早速、長丁場で皆さんお疲れのようであり

ますので、要旨を簡潔に質問いたします。

1 番目ですけど、北方みなみ子ども館の利用状況と今後の対策について、北方みなみ子ども館は、この4月1日にオープンして3カ月近くになりますが、4月、5月の2カ月間の利用状況を調査した結果、いろいろと疑問点が出てきました。

最初に、4月、5月の利用人数は、4月が4,476人、5月が3,763人で、地域別では、町内が4月が4,034人、率にして90.1%、5月は3,248人、86.3%であり、それは予想の範囲内であると思われませんが、今後、認知度が上がると隣の市町からの来館が増加するものと思われます。

そして、小学生の利用人数では4月2,067人、5月1,913人で、そのうち南小が4月1,821人、率にして88%、5月は1,806人、これも率にして94.4%であり、それに比べて北小、西小の合計では4月126人、6%、5月は81人、4.2%、その他、4月120人、5月26人となっています。このように、南小の利用が90%前後と大部分を占めておりまして、立地的にやむを得ないかもしれませんが、もっと町全体の利用促進が図られるべきではないでしょうか。

また、次に子ども館の設計上の問題点として、各部屋、廊下とも全体に角張った突起物があり、特に遊戯室はドッジボールなどの運動をするので、窓枠などの突起が危険で、一部に緩衝材を張っていますが中途半端であり、しっかりと対策するのが望ましいと考えます。また、各部屋の出入り口の高さが180センチと低く、保護者が頭部を打撲するおそれがあり、なぜ185から190センチぐらいで設計しなかったのかと残念に思われます。そのほかには、夜間、敷地内に侵入し、建物の外にベンチがあるので、たばこの吸い殻や犬の散歩などの跡が毎日のようにあり、東側以外からは夜間でも出入り自由になっているので、敷地内全体に防犯上フェンスを設置するべきではないでしょうか。木造の建築物でもあるので、これから夏に向けて花火などで火災も非常に心配します。

北方みなみ子ども館は、町民の多くの子供に利用していただきたいすばらしい施設です。改善するところはしっかりと早目に対策をしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（立川良一君） 加藤福祉健康課長。

○福祉健康課長（加藤章司君） では、安藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

北方みなみ子ども館の利用状況と今後の対策についてとのことです。

議員御指摘のとおり、北方みなみ子ども館は4月1日のオープン以来、幼児を連れた親子連れから、少数ですが、高校生までたくさんの方が利用され、大変喜んでいただいているところです。ただ、立地的な理由もあり、南小学校の児童が大部分を占めているのが現状です。

北方小学校、北方西小学校の児童は、学校から自宅に下校してから北方みなみ子ども館へ行くのは大変だと思われ、北方小学校、西小学校の児童のほとんどが土曜日、日曜日に利用しているのが現状です。しかし、北方きた子ども館については、4月は521人、5月は558人の児童が利用しています。現在、「子ども館だより」を全ての小学校の児童に配付して、子ども館の行事などをお知らせして利用を呼びかけています。

次に、館内の窓枠等の突起物が危険とのことですが、もともと材質が木できており、さらに

は質問で触れられたとおり、危険と思われるところには緩衝材を設置するなどして安全に配慮しています。開館から約3カ月たちますが、窓枠等にぶつかってけがをしたというような事例は今のところ発生していません。しかし、事故はどこでどのように発生するかわかりません。今後も館内・館外の安全について、今までの対策を含めて適切に対応をしていきたいと思いをします。

また、フェンスの設置についてですが、みなみ子ども館は周辺環境に調和した建物として建築されています。そのため、周りを無機質なフェンスで囲うのではなく、周りを緑の植栽で囲い、誰にも親しみやすい建物を目指していますので、御理解をお願いいたします。

なお、子ども館内部につきましては、警備会社と契約し、防犯対策を実施していますが、外部については、今後、防犯灯や防犯カメラの設置等を検討していきたいと思いをしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（立川良一君） 安藤哲雄君。

○2番（安藤哲雄君） 質問で1つ、各部屋の出入り口の高さですけど、これは前の担当課長の担当だったと思うんですけど、低いということはどうお考えですか。

○議長（立川良一君） 加藤福祉健康課長。

○福祉健康課長（加藤章司君） おっしゃるとおり、私も低いと思いをします。

ただ、申しわけないですけど、今すぐこれを高くしろと言われても、それはまだできないことですので、皆さんに注意していただくようお願いしたいと思いをします。

○議長（立川良一君） 安藤哲雄君。

○2番（安藤哲雄君） わかりました。

あと気になるところでは、屋外遊技場の鉄棒下の地面が斜面になっており、鉄棒をまだ現在使えない状態なんですよ。そして、砂場の位置にしても、端のほうで段差があって、これも今現在使われていない状況なんですよ。こういうのを早く解消していただき、外で遊べるようにしていただきたいと思いをします。

では次、2番目に行きます。土曜事業の実施について。

文部科学省は、昨年11月に学校教育法の施行規則を一部改正し、振りかえ休日のない土曜授業を市町村の教育委員会の判断で可能にした。これにより、全国の小・中学校で本年度から学力向上などを目的とした土曜授業が始まり、岐阜市、本巣市、山県市などで導入することになりました。そして、岐阜市では、原則第1土曜の午前中に3時間分の授業を年10回行う予定であります。

さて、この北方町においては、現在土曜北方塾がありますが、これは一部の希望する子供だけが対象であり、全体の学力向上のためにも、全員参加の土曜授業の実施を検討する方向での考えがあるのか、質問いたします。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） まず安藤議員、御質問ありがとうございます。

議員におかれましては、日ごろより子供の登校の安全確保のために御尽力いただいたり、影ながら教育を応援していただいております。感謝しております。

この写真をごらんいただけますか。新聞にも出ましたけど、御存じですね。

先週土曜日に、まちづくり活動助成事業で田んぼアートの田植え作業が行われました。JA岐阜北方支店の方や地域の農家の方々、そして岐阜農林高校の高校生もお手伝いくださって、子供たちが貴重な田植えを体験することができました。

議員も御存じですが、文部科学省も、土曜授業の趣旨は狭い意味の学力向上に特化したものではありません。まさに、今回のこの活動こそが、平日にできない土曜日の休日だからこそできる活動ではなかったのかなというふうに思います。だからこそ、議員が言ってみえる岐阜市とか本巣も土曜授業をやられるそうですが、通常の授業だけではなくて、むしろ授業参観とか講演会とか、地域の方や講師を招いての体験活動を計画していると聞いております。

北方町でも、さっき御指摘のように、昨年度から土曜北方塾を行っておりますが、これは一つの突破口にすぎません。校長会を中心として、子供や地域の実態に応じて、町長が日ごろから申しております、知識ではなくて知恵がつくような授業や活動を考えてもらっているところです。

それから、議員御指摘の学力向上については、あえて土曜日を使わなくても、日々の授業の中で、また放課後、そして家庭学習にも指導の手を今加えながら取り組んでいるところです。さらには、夏休み等、長期休業中には個々に応じた指導援助を丁寧に行っていこうと今考えているところです。個別指導には、学校の先生だけでなく、先ほどどこかで話題が出ましたが、町費の加配教員、そして退職校長会にもお願いしてあるし、地域の方にもお力添えをお願いしているところです。ぜひ、できましたら安藤議員にもお力添えをいただけるとありがたいなと思っております。

以上で終わります。

○議長（立川良一君） 安藤哲雄君。

○2番（安藤哲雄君） これから、私もいろいろかかわれるところがあればかかわっていきたくと思いますので、よろしく願いいたします。では、終わります。

○議長（立川良一君） 最後になりました。

次に、杉本真由美君。

○1番（杉本真由美君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に準じまして質問させていただきます。

まず1つ目、地域包括ケアシステムの構築についてお伺いいたします。

内閣府が発表した平成25年版「高齢社会白書」では、2012年の総人口に対する75歳以上の割合が11.9%であるのに対し、2025年では18%になると予想されています。また、ひとり暮らしの高齢者が高齢者人口に占める割合は、2010年で男性11.1%、女性20.3%となっておりますが、2025年では男性が14.6%、女性が22.6%に増加すると予想されています。

地域包括ケアシステムは、重度の要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供されるシステムです。このシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生

活圏域の中学校区を単位として想定しています。

地域包括ケアシステムのイメージは、高齢者が病気になった場合、かかりつけ医や地域の病院への通院、在宅医療などを受け、介護が必要になれば訪問介護などの在宅サービスや施設入所などのサービスも地域の中で受ける。さらに、単独世帯または夫婦のみの高齢者世帯であっても、住みなれた地域でいつまでも元気で暮らすために、介護予防サービスや介護の制度外サービスである食事の配達、買い物、清掃などの生活支援サービスを、地域の老人クラブや自治会、ボランティア、NPOから受け、孤立防止や見守り活動をしてもらう地域包括ケアシステムは、一つの正解があるのではなく、地域が独自性を発揮し、地域のことは地域で決めるというそれぞれの特性に応じて作り上げていくものです。

このように、高齢化が進む一方、社会保障の見直しや介護の担い手不足も予想される中、高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活を続けられる新しいケアシステムの構築は、これからの深刻な超高齢社会への対応に欠かせない喫緊の課題です。

そこでお尋ねいたします。

1点目、地域包括ケアシステムの構築に当たり、今まで進めてきた取り組みや事例はどのようなものがあるか、お聞かせください。

2点目、地域包括ケアシステムの構築のために、地域ケア会議の実施が重要になります。開催の予定と取り組みについてお聞かせください。

3点目、地域で取り組む包括ケアシステムは、認知症対策が大きな柱の一つとなります。今後、高齢者が急増する上で、認知症患者、または予備群もふえるものと予想されます。厚生労働省によると、65歳以上の高齢者のうち認知症の人は推計15%で、2012年時点で約462万人に上ります。認知症になる可能性がある軽度認知障害の高齢者も約400万人と、65歳以上の4人に1人が認知症とその予備群となります。認知症やその疑いがあり、徘徊などで行方不明になっている人が、2012年では9,607人、同年中に9,376人の方が居場所がわかり、大半は無事でありましたが、2013年度末時点では約180人の方がまだ行方不明のままです。

厚生労働省では、認知症施策推進5カ年計画を2012年9月に公表いたしました。これまでの基本的な考えとして、認知症の人が行動、心理症状等により、危機が発生してからの事後的な対応を主眼としてきましたが、今後目指すべきケアの考えとして、危機の発生を防ぐ早期・事前的な対応に基本を置くとしております。本町において、認知症対策をお聞かせください。

質問を終わります。

○議長（立川良一君） 加藤福祉健康課長。

○福祉健康課長（加藤章司君） では、杉本議員の御質問にお答えさせていただきます。

2025年には団塊の世代が75歳以上になり、人口の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上になります。今後、高齢化が進むと、医療や介護を必要とする人がますます増加しますが、現在の医療、介護サービスの提供体制のままでは十分対応できなくなります。

そのような状況の中で、厚生労働省老健局の資料によりますと、介護が必要になった場合、自

宅での介護を希望される人が7割を超えています。このように、多くの人が自宅等住みなれた環境での療養を望んでいることから、できる限り住みなれた地域で安心して自分らしい生活を実現できる社会を目指すための地域包括ケアシステムを構築することが重要となります。

まず地域包括ケアシステムの構築に当たり、今まで進めてきた取り組みや事例についてのお尋ねですが、地域包括ケアシステムを進めていくためには、医療、介護、福祉、住まい、生活支援が欠かせません。特に暮らしを支えるには、医療、介護、福祉の連携強化が必要となります。そのため、平成26年1月に、本巢医師会にも参加していただき、北方町介護福祉事業所連絡協議会を立ち上げました。今年度は本巢歯科医師会、本巢薬剤師会にも参加していただき、在宅医療と介護の連携が図れるよう情報交換を行っています。

また、北方町高齢者ケア会議をいきいき支援センターまどかで年12回行っています。その他、高齢者見守りボランティア北方の育成と登録、北方町軽度生活支援サポーターの登録を進めています。

2点目の御質問、地域ケア会議についてですが、昨年12月に認知症の高齢者の方が行方不明となる事例がありました。それに対して、ことしの1月に地元の自治会長、民生委員、見守りボランティア、介護ヘルパー、医師、警察、その他の関係機関の人が参加して、地域ケア会議を開催しました。ケアマネジャーから事例報告があり、認知症施策の推進について話し合いました。また、今年度は9月と来年3月に開催を予定しています。

3点目の認知症対策についてですが、認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で暮らし続けることができる社会づくりが必要となります。認知症が進んでしまってから後追的に対応するのではなく、できるだけ早くに対応できるようにすることが大きな目標となります。そのため、早期に適切な診断や対応をすること、認知症についての正しい知識や理解を広げること、本人や家族の支援づくりが大切です。

現在は、年間100名の参加を目標に、認知症サポーター養成講座を行っています。また、将来的には、認知症の人の自宅に戸別で訪問し、認知症の初期の段階で適切な支援を実施する認知症初期集中支援チームを設置し、本人や家族を支えるシステムの構築を検討していますので、よろしく願いいたします。

○議長（立川良一君） 杉本真由美君。

○1番（杉本真由美君） 答弁ありがとうございます。

1点目と2点目については、もう既に進められているということでしたので、このまま継続して、構築のために、さらなるニーズ調査をしていただきながら、地域に合った、北方町に合った構築ということで、ケアシステムを進めていただきたいと思います。

3点目の認知症に対しましては、先ほどサポーターの養成講座というお話がございました。昨日、私、ボランティアグループに所属しているところの33名が、地域包括ケアセンターの職員の方に講義に来ていただきまして、養成講座を受講することができました。認知症ということは、皆さんに知っていただくというのが一番重要なことだと思いました。

言葉から言うと、認知症養成サポーターというのは本当にかたい、高度なという思いもしますけれども、認知症はどういう症状なのか、もしそういう方に出会ったらどのような接し方をすればということをきのう勉強させていただきました。

認知症も、先ほど5年計画ということでありましたけれども、早期・事前的な対応が必要ということでありましたが、きのうのお話を聞かせていただいたところに、早期にわかれば進行をおくらせることができる。薬も、認知症の方は飲んでいないのに飲んだというふうに言われた方もあるそうで、今胸のところに張るタイプの薬もあるということをお伺いしました。進行をおくらせるということも伺いましたので、きのう受講者の中に高齢者の方が見えました。自動車免許の更新のときに、高齢者は講習があるんですね。認知症のテストを受けるということで、用紙に何時何分という時計を書いてやるテストと、あと図を見て、ちょっと時間がたってから、この用紙にどんな図が書いてあったかというテストがあるそうです。でも、ほとんどの方が正解がないということでは言われました。

早期に対処していただくということで、こういう簡単なテストとか、あとそれから尾張旭市に全国的に初めて導入された軽度認知障害スクリーニングテストというがあるんですけども、頭の健康チェックをまた研究していただいて、それから国分寺市にはホームページで認知症のチェックができるということで、私も認知症ということで、認知症の初期段階のチェックもできる項目がありますので、このような簡単なチェック体制も必要かと思いますが、65歳以上の特定健診について、このような認知症のテストは導入することができるかどうかお伺いしたいと思います。いかがですか。

○議長（立川良一君） 加藤福祉健康課長。

○福祉健康課長（加藤章司君） 認知症のテストについては、ちょっと私のはっきりお答えできないで申しわけないですが、もう既に包括支援センターのほうで、生活機能チェックではないんですけど、いろんなアンケート調査など高齢者の方はしますんで、その中にあわせてたしかやっているというふうに聞いております。

ただ、そこで認知症というふうに簡単に判断はできないですよ。きのうも講習を受けられたということですので、正直言って、認知症の初期については家族の方も、またお医者さんも気がつかない方も非常に多いということですので、またそういうテストをやって、こちらのほうでその方は認知症だと断定するのも非常に難しいので、その後の見守りをしていくということは大事だと思います。

○議長（立川良一君） 杉本真由美君。

○1番（杉本真由美君） ありがとうございます。

認知症というふうに言われたほうは、ちょっと傷つく面もありますので、今現在、そのような簡単なテストをしていただけるということですので、また引き続きお願いしたいと思います。

あと、この在宅医療とか介護の連携事業というのは、市町村は平成27年4月からの開始をされるということと、また全ての市町村においては平成30年4月から取り組みを開始しなければなら

ないということと、あと複数市町村による共同実施も可能と書いてありましたが、北方町は介護関係については広域という部分もありますが、そのようなところで、広域の中においてできるようなケアシステムというのがあれば、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（立川良一君） 加藤福祉健康課長。

○福祉健康課長（加藤章司君） 今、広域のほうで主に話し合っているのは、今後、要支援の1・2の方が介護保険の対象から一部外れることがありますので、それをどうするかということを中心に話し合っております。

それからあと、在宅医療については、これははっきり言ってドクターの数が足りているかどうかという非常に大きな問題がありまして、医師会のほうでもお医者さんに対してそういう研修等をされていると思うんですが、何分高齢者の伸びに対してお医者さんの数が伸びていかないという問題がありますので、在宅医療についてはちょっと難しい面があるかと思えます。

○議長（立川良一君） 杉本真由美君。

○1番（杉本真由美君） ありがとうございます。また、できるところから進めていただきたいと願っております。

それと、北方町の高齢化率は推計で2025年には24.3%と見込まれております。そこで要支援、要介護になる要因の1位としては、骨折、転倒などによる運動機能の障害だと言われております。要支援、要介護になる要因としての運動機能の障害があるということから、やはりふだんからの適度な運動とか、あと平均寿命は結構延びておりますけれども、健康寿命を延ばしていかなければいけないということも大事だと思います。

元気な高齢者は、地域にとっては活力ある人材であり、見守りや生活の支援などを必要とする地域住民にとっては欠くことができない貴重な存在であります。先ほど認知症とかそういう方の支援もしていかなきゃいけない、見守っていかなきゃいけないということも言われましたが、このことから、支援を必要とする人、また支援する人、担い手となる高齢者とのコーディネートを行う仕組みであるライフサポートも現在進めておられるということでしたので、さらなる取り組みをあわせてお願いいたします。

先ほど町長のほうから、家族で人生を送る北方町を目指すということをおっしゃったので、この住みなれた北方町で元気に暮らす、本当に高齢者が安心して暮らしていける環境づくりも、一日も早く建築されることをお願い申し上げまして、1問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、2問目に行きたいと思えます。

本に親しむ取り組みについて、1点目、読書通帳の導入についてお伺いいたします。

近年、活字離れが指摘される中、住民に読書に親しんでもらう取り組みの一つとして、読書通帳を導入する自治体がふえています。この取り組みは、借りた本の履歴を目に見える形で残すことによって、子供を中心に読書への意欲を高める効果が期待をされています。

文部科学省が事業委託するICTを活用した読書通帳による読書大好き日本一推進事業という

実績報告書には、調査対象の中学校で導入したところ、学校図書館への来館が3倍にふえ、生徒の読書量の増加や読書分野の多様化が見られ、通帳に記載された状況を図書司書などにアドバイスしてもらい、読書の意欲も深まっているとの記載があります。

そのような中、3月29日より、東海三県では初めて読書通帳システムを海津市が導入しました。借りた本のデータが平成する読書通帳機に送られ、通帳を入れると貸出日、本の名前、本の価格が記帳される仕組みとなっています。通帳は無料で、216冊まで記録することができ、5月半ばまで400人を超え、そのほとんどが小学生未満と60歳以上となっており、利用者の方には以前に読んだ本を思い出したいときにも役立つという声もあり、好評を得ています。

広島市では、13館の市立図書館の窓口で、小・中学生を初めとする利用者、登録者の方に読書貯金通帳を配付しています。読んだ本の題名、感想などを書き込むもので、50冊で満期になり、またホームページに読書貯金通帳ダイジェスト版も掲載されています。学校では貸出カードなどを利用してみえると思いますが、町立図書館においては本人の記録に残るものはないのでしょうか。記録が残る読書通帳は、一生の宝物になります。導入に向けてのお考えをお聞かせください。

質問を終わります。

○議長（立川良一君） 有里教育課長。

○教育課長（有里弘幸君） それでは、読書通帳の導入についての御質問にお答えをさせていただきます。

今年度に入ってから、新聞各社が読書通帳の紹介記事を掲載しておりますが、県内においても郡上市を初め7市が導入をしております。読書通帳を導入することにより、子供たちには読書への意欲を高める効果が、またお年寄りには間違っただけの本を読まないための備忘録になる効果が期待できるとのことです。

町立図書館では、今年度の導入に向けて検討を始めました。議員から御案内のありました海津市のような読書通帳システムではお金もかかることから、香川県高松市などの取り組みを参考に、手づくりの読書通帳を作成し、図書館の窓口で希望者に配付することを予定しております。今ここに試作品をお持ちしたんですが、この読書通帳、私どもは読書の歩みと言っていますが、A3の台紙を折り込むことによって、本の題名や感想などを30冊まで手書きで記入できる通帳が完成します。こちらに自筆で読書記録を書き込むことで、より読書に対する意識を高めていただくとともに、通帳完成記念スタンプの効果によって、図書館の利用者の増加につながることを期待しております。

議員各位におかれましても、ぜひ図書館に足をお運びいただき、読書通帳の完成を目指してみたいと思います。

○議長（立川良一君） 杉本真由美君。

○1番（杉本真由美君） ありがとうございます。ぜひお邪魔したいと思います。

導入に向けて進めているということでございましたので、このまま町民の皆様が活用できるような、読書の習慣化ができるような通帳であっていただきたいと思います。

また、本に親しみ、読み重ねていくことで、一人一人の読書の歴史が刻まれるものになります。また、名著という書が見つければ、本当に子供のころに読んだ内容でも、よく心に残っていく、そういう本を一冊でも見つけていただきたいと思います。

続きまして、2点目にお伺いいたします。

ブックスタート事業についてお伺いいたします。

ブックスタートの基本的な形は、乳幼児健診時に赤ちゃんとその保護者に絵本や読み聞かせのアドバイスなどのメッセージを添えながら、一人一人に手渡すというものです。読書には、豊かな感性や想像力、正義感や公正さ、そして思いやる心を育てる力があります。ブックスタートは、本を通して言葉を交わして、子供の健やかな育成を図りながら、赤ちゃんとの絵本を介して心触れ合う楽しいひとときが持てるように応援するための事業であります。

この運動の始まりは、1992年、英国のバーミンガムで始められた運動であり、5月31日現在、882の自治体に広がっています。愛情に満ちた言葉を語りかけることで、赤ちゃんは自分がとても大切にされ、愛されていることを知り、喜びを感じます。それは、大人にとっても心安らぐ子育てにもなります。この事業が親子の触れ合いを深める取り組みとして、さらに子育て支援や本と親しむ環境づくりへとつながると期待されていますが、導入に向けてのお考えをお聞かせください。

○議長（立川良一君） 有里教育課長。

○教育課長（有里弘幸君） それでは、ブックスタート事業についてのお答えをいたしたいと思います。

議員御指摘のとおり、ブックスタートとは、赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタートパックを手渡し、絵本を介して心触れ合うひとときを持つきっかけをつくる活動であります。これにより、絵本を通し言葉を交わして、子供の健やかな育成を図りながら、赤ちゃんとの心触れ合う楽しいひとときが持てるよう応援するものであります。

町立図書館では、今年度の運営方針を「子供から大人まで愛される図書館」とし、ゼロ歳から利用できる公共施設として、広報及び利用促進を図ることとしています。実践項目としては、ブックスタート事業を意識した活動として、保健センターでの乳児健診等に職員を派遣し、子育てにおける絵本の効用や紹介をしながら、赤ちゃんから図書館の利用者カードがつけられることをアピールしております。また、毎月第4木曜日は「おやおはなしポケット」を開催し、乳幼児を持ったお母さんに読み聞かせの大切さを伝えています。

以上のとおり、本来のブックスタートとは多少形が異なるものの、町立図書館では予算を伴わないブックスタート事業を行っております。

このような状況を御賢察いただきまして、議員御提案の本を贈呈するブックスタート事業の実施は差し控えさせていただきたいと思っておりますので、御理解願います。

○議長（立川良一君） 杉本真由美君。

○1番（杉本真由美君） ありがとうございます。

乳幼児健診時にこのような取り組みをされているということでしたので、また引き続きお願いしたいとともに、またそれと職員は紹介だけで、このときに赤ちゃん、お母さんに対しての読み聞かせは実施されているのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（立川良一君） 有里教育課長。

○教育課長（有里弘幸君） 乳幼児健診時におきましては、一応絵本の紹介とか、当図書館を利用して下さいというお話、先ほどの「おやおはなしポケット」の紹介等で、読み聞かせの重要性については説いてはいません。

○議長（立川良一君） 杉本真由美君。

○1番（杉本真由美君） できれば実施していただきたいと思ひますし、このブックスタートの趣旨というのは、一人一人のお母さんと子供にといい思ひもありますので、乳幼児健診時と、それとこんにちは赤ちゃん事業ということで、生後4カ月までの乳児のいる全体的ところには家庭訪問していくということで、さまざまな不安や悩みを聞く子育て支援の情報交換の場の赤ちゃん事業というところもありますので、そのときにでも活用していただけたらと思ひております。

また、そのようなブックスタートを実施している自治体においての、保護者の方の感想として、初めての絵本の体験でしたが、子供がとても楽しそうでした。それがわかって私もうれしかった。また、私もゆったりとした気持ちになりましたということで、長い絵本じゃなくて、本当に二、三ページの絵本でもよろしいですので、ぜひ実施していただきたいと思ひます。

それから、先ほどことしの図書館に対してのスローガンということで、課長のほうからお伺いいたしましたけれども、ある新聞には、入館者数が1,000万人以上突破、8年連続日本一ということで、この図書館がどうしてこれだけの入館数があるかということで記事が載っておりましたので、ちょっと御紹介させていただきます。

豊富な資料と、部門別に配置した専任職員のきめ細やかなサービス、また時宜を得たイベントの開催等によるものだと分析しています。またさらに、地域での県民の窓口となる市町村立の図書館の職員の資質向上のための研修事業にも重点的に取り組んでいる。また、平成18年度より来館者のアンケートを実施しており、開館日、開館時間、本の探しやすさ、施設の快適さ、職員の対応などについての満足度を尋ねて、このアンケートをもとにして取り組まれているということで、今後も新鮮で幅広い資料を用意するなど、利用者ニーズにしっかりと応え、これは岡山県立の図書館ですので、県民から愛され、信頼される図書館であり続けられるよう、職員一丸となって努力していきたいということで、ここの館長が述べられておりますけれども、先ほど言われました、北方町は子供から大人まで愛される図書館ということで打って出られておりますので、本当に町民の方が来館していただけるような図書館を目指して、さらなる努力をしていただきたいと思ひます。

以上をもちまして私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（立川良一君） これで一般質問を終わります。

○議長（立川良一君） 以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

第3日は、27日午前9時30分から本会議を開くことにします。

本日はこれで散会をいたします。御苦労さまでございました。

散会 午後4時25分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成26年6月26日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

